

# 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成23年12月7日(水曜日)

## 議事日程 第1号

平成23年12月7日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 請願陳情文書表
- 日程第5 発議第3号 みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言について
- 日程第6 議案第71号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について  
 議案第73号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について  
 議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について  
 議案第76号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第9 議案第77号 町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約の締結について  
 議案第78号 まちづくり交付金事業徒渉橋橋梁整備工事(下部工)請負契約の締結について  
 議案第79号 道整備交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について  
 議案第81号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について  
 議案第82号 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について  
 議案第83号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について  
 議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 一般質問
- ◇ 林 一彦 君 . . . . 1. 若山牧水「みなかみ紀行」の活用について  
 2. 児童生徒の登下校の安全対策について
- ◇ 島崎栄一 君 . . . . 1. 民間経済の活性化のために

- ◇ 原澤良輝 君 . . . . 1. 放射線の除染や賠償の手助けをすることについて  
2. 子ども手当見直し、高校授業料無料化見直しの影響と対策について  
3. 中途挫折した大規模開発計画（ホロンタウン）の後始末はどうするか  
4. 地域提案型事業と町の事業で町民が迷惑を受けた場合の対応について
- ◇ 小林 洋 君 . . . . 1. 町発注工事（土木系）の当初発注金額から設計変更等で生じた工事金額の増減率等
- 

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**出席議員（18人）**

1 番 小 林 洋 君	2 番 内 海 敏 久 君
3 番 中 島 信 義 君	4 番 前 田 善 成 君
5 番 阿 部 賢 一 君	6 番 林 一 彦 君
7 番 山 田 庄 一 君	8 番 河 合 生 博 君
9 番 林 喜 美 雄 君	10 番 原 澤 良 輝 君
11 番 島 崎 栄 一 君	12 番 高 橋 市 郎 君
13 番 小 野 章 一 君	14 番 中 村 正 君
15 番 河 合 幸 雄 君	16 番 鈴 木 勲 君
17 番 森 下 直 君	18 番 久 保 秀 雄 君

欠席議員 な し

**会議録署名議員**

6 番 林 一 彦 君	16 番 鈴 木 勲 君
-------------	--------------

---

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長          鈴木 初 夫                                  書                  記                  本 間                  泉

---

## 説明のため出席した者

町                  長	岸                  良 昌 君	副 町 長	鬼 頭 春 二 君
教 育 長	牧 野 堯 彦 君	総 務 課 長	篠 田                  朗 君
総合政策課長	宮 崎 育 雄 君	税 務 課 長	石 坂 和 利 君
会 計 課 長	永 井 泰 一 君	町民福祉課長	関                  章 二 君
子育て健康課長	青 柳 健 市 君	環 境 課 長	須 藤 信 保 君
上下水道課長	杉 木 清 一 君	農 政 課 長	高 橋 正 次 君
観光商工課長	真 庭                  敏 君	地域整備課長	増 田 伸 之 君
教 育 課 長	青 木                  寿 君	水上支所長	中 島 直 之 君
新治支所長	岡 田 宏 一 君		

## 開 会

午前9時 開会

議 長（久保秀雄君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、18名で定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、平成23年第8回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

---

## 町長あいさつ

議 長（久保秀雄君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、岸 良昌 君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） おはようございます。

平成23年12月定例議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。谷川岳

もすっかり冬景色となりまして、日々寒さが増してまいりました。師走というだけありまして日々あわただしさに追われている気がいたしております。11月の末から、各種団体等の全国規模での会議が東京において連日開催されており、私も全国町村長大会をはじめ道路の整備促進に関するもの、山村地域の振興に関するもの、観光振興に関するもの、ダムや発電関係の大会など多くの全国大会に出席いたしました。経験が浅いところではありますが、それらの全国規模の協議会のいくつかでは役職も仰せつかっておりますのでございます。

さて先日、7月から9月にかけて行われました群馬デスティネーションキャンペーンの成果について県で取りまとめた結果が公表されたところであります。県全体では前年に比べ106.7%の伸びで、9大温泉地の成果も集計されております。それによれば水上温泉は105.3%、猿ヶ京温泉が93.6%となっております。数字そのものとしてはやや不本意な結果ではありますが、個別の状況を承知しております我々といしましては、事業者それぞれの努力と町民が一致団結して取り組んだ企画や活動が効果を発現したと考えるところと思っています。群馬デスティネーションキャンペーンについては一過性のイベントであってはならないといわれておりますが、みなかみ町における取り組みは地域の人々が文化、歴史あるいは食材や自然など地域の特色を観光資源として掘り起こし自ら取り組み来訪者を迎えるというものでありまして、そのような視点から見ても極めて有意義な対応がなされているものと評価しているところであります。加えまして、アフターデスティネーションキャンペーンにむけまして、企画の一環として議会のご理解と議会の参加のもと実施いたしました海外からの観光客の誘致活動につきましては、香港の旅行社から社長が来日し、群馬県知事の案内でさっそく町内での調査や情報収集を行っておりますし、また台湾からは現実に教育旅行の詳細決定にむけての照会があったところであります。経済発展の著しい東アジアの富裕層にむけた観光客誘致の活動を県と連携して強化してまいりたいと考えておるところであります。

さて、この機会を利用致しまして日頃考えていることの一端を申し述べさせていただきたいと思っております。かつて英国の総理大臣であったチャーチルが「民主主義は良い制度ではない。しかし、地上にある他のどんな政治制度よりも優れている。」ということを行っています。私は民主主義というものは49%の構成員の意思を51%の意向で押し切るということではないと理解しております。町政の執行とはみなかみ町の2万2000人がふるさとみなかみを愛し、一体となって進んでゆくことをお手伝いすることだと考えております。一人の町民の町政に対する要請、すなわち行政ニーズにこたえるとき、残り2万1000人余の利益はどこにあるかということを考えることが執行にあたって重要と理解しております。あえて申し上げれば、1%のニーズをくみ取ることではなく、10%の住民の必要とする行政ニーズを50%の理解と同意を得て進めてゆく状況が最も好ましいと考えてお

るところであります。それは価値観が多様化する複雑な社会の中にあっては60%が理解し、40%が反対もしくは無理解であるという施策を積み上げてゆくことが、総体として最も好ましい方向付けができるのではないかと信じておるところであります。もし、9割の方が賛成する施策があるとすれば、それはどこかに誤解が含まれているか、あるいは同床異夢という形で本来の解決手段になっていないということもあり得るのではないかと考えています。更には、もっと簡易な複数の手段を組み合わせることの方が効率的、あるいは効果が高いということかもしれません。これらのことを実現する方法は多くの情報を収集し検討し、多数の方の意見を調整し、その結果によって判断してゆく。その方法しかないと思っております。この間、折に触れ述べさせていただいたことですが、真の地方主権、すなわち、みなかみ町のことはみなかみ町で考え実行してゆくということを実現するためには、議会の皆様方の役割がますます重要になってきておると考えております。本議会におけるご意見の提起や審議を通じて、議員各位のご指導と町政へのご尽力をお願いいたします。ご挨拶にさせていただきます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、町道認定が1件、条例の改正が3件、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に関する規約変更等が2件、工事契約締結が3件、及び一般会計を含め5会計の補正予算でございます。詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

## 開 議

議 長（久保秀雄君） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。  
議事日程第1号により、議事を進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（久保秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

6 番 林 一 彦 君

16番 鈴木 勲 君 を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（久保秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月7日より、12月16日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月16日までの10日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 議長諸報告

議長（久保秀雄君） 日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例議会後の主な事件についてご報告申し上げます。10月3日利根地方総合開発協会による請願、陳情を利根沼田市町村長と議会議長により群馬県へ請願書を提出して参りました。請願項目は、県内資源の開発と総合発信について、望郷ラインの早期県道昇格について、放射性物質による農産物の風評被害について、小児科医師の確保について、群馬県妊婦健康診査支援事業の継続についての5項目でありました。この結果、後日県議会より、県内資源の開発と総合発信については、趣旨採択。望郷ラインの早期県道昇格については、趣旨採択。放射性物質による農産物の風評被害については、採択。小児科医師の確保については、趣旨採択。の結果報告がありました。

次に、10月4日、5日水上館に於いて、利根郡町村議会議長会主催の議員研修会がみなかみ町議会議員全員の参加を頂き行われました。10月26日には、吉岡文化センターに於いて県議長会主催の町村議会議員研修会が行われ国際変動研究所理事長の小川和久氏、全国町村議会議長会事務総長の高田恒氏を迎え講演会が行われました。また、その他に過疎市町村定期総会や町村議会議長全国大会等に参加をしてきました。

---

議長（久保秀雄君） これにて議長諸報告を終わります。

---

## 日程第4 請願・陳情文書表

議長（久保秀雄君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、受理いたしました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第7号	全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願	前橋市桶越町183-4 全日本年金者組合執行委員長 小崎洋一郎ほか1人	平成23年11月8日
		原澤良輝	厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b>            今年4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上の間にたびたび年金引き下げはありましたが、引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。今年7月に出された政府の「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打ち出されました。これは低所得高齢者の生活が厳しくなっていることのあらわれです。</p> <p>格差と貧困の広がりを反映して、国民年金（1号被保険者）保険料納付率は下がり続けています。実質的な納付率は50%を割り込んでいます。将来の高齢者の無年金・低年金が懸念される状況です。</p> <p>全国国庫負担による最低保障年金制度創設が緊急に求められる課題です。この実現を政府に求めるものです。</p> <p><b>【請願事項】</b>            全額国庫負担による最低保障年金制度の一日も早い実現を求める意見書を採択し政府に送付して下さい。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第8号	0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願	前橋市桶越町183-4 全日本年金者組合執行委員長 小崎洋一郎ほか1人	平成23年11月8日
		原澤良輝	厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>今年4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上の間にたびたび年金引き下げはありましたが、引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。</p> <p>年金を0.4%引き下げた根拠は、消費者物価指数の低下とされています。しかし、指数を低下させたものは、高校授業料無料化、薄型テレビ・IT機器など工業製品の価格低下です。これらが高齢者の生活を反映するものでないことは明らかです。高齢者の生活にとって必要なものは、食料など生活必需品や健康を維持するための医療が中心になります。高齢者に対する税控除が取り上げられ、税金が高くなり、医療費や介護費も高くなっています。</p> <p>このことは、2010年参議院選挙にも反映し、「高齢者の生活に合わせた新たな基準による物価スライドを創設する」等を選挙公約に掲げた政党もありました。このような状況下での年金引き下げは根拠の薄いものです。年金生活者を苦しめることで、地域社会の活力をも失わせてしまいます。</p> <p>年金引き下げをもとに戻す意見書を採択して、政府にその具体化を求めます。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>年金引き下げ0.4%をもとに戻すことを求める意見書を採択し、政府に送付して下さい。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 9 号	年金受給資格期間の 10年への短縮を求め る請願	前橋市桶越町183-4 全日本年金者組合執行委員長 小崎洋一郎ほか1人	平成23年11月8日
		原澤良輝	厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>公的年金制度の最大の問題は、膨大な数の無年金・低年金者の存在です。厚生労働省資料でも受給資格期間25年を今後満たすことができない人が多くなり、無年金者が100万人を超し、平均月額が4万7千円の国民年金受給者が約900万人以上にもなるとしています。</p> <p>この問題の解決は、国民の老後の生活保障の上から避けて通れない緊急の課題です。そのために、国民を豊かにして誰でも年金保険料を払えるようにすること、さらには「最低保障年金」創設の必要はいうまでもありません。同時に、無年金者を多くしている原因の一つである長すぎる受給資格期間の短縮をすぐにも実行する必要があります。</p> <p>年金の受給資格期間短縮は、政府の「社会保障・税一体改革成案」でも提起され、多くの政党、労働組合などもその一刻も早い実現を主張しています。この問題に関して既に国民的な合意ができているといえます。</p> <p>意見書を採択して、政府にその具体化を求めます。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>年金受給資格期間25年を10年に短縮することを求める意見書を採択し、政府に送付して下さい。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 10 号	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書	渋川市石原1609-1	平成23年11月17日
		群馬県保育問題連絡会 会長 吉武 徹 原 澤 良 輝	厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>国は、2011年7月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの間とりまとめについて」を決定しました。この新システムは、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とするしくみであり、待機児童解消を名目に多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育を市場化、産業化することがねらいです。国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。</p> <p>いま必要なことは、新システムの導入ではなく、国と自治体の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育を保障するための公的保育制度の拡充・改革です。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>国に対して「子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書」を提出してください。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 11 号	町道 前田・下矢瀬線の拡幅 改良について(請願)	上組区長 山田 雄幸	平成23年11月21日
		小川区長 石坂 悦男 中村 正、小野 章一、 森下 直	産業観光常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b> 前田・下矢瀬線は、月夜野・小川地区町民の生活用道路として広く利用されています。この道路は、一部道路側溝もなく、県道月夜野・下牧線との交差点部分が狭く見通しが悪い状況です。しかも南側に町道 悪戸矢瀬線が交差しているにもかかわらず、信号機が設置されていないため追突事故が多く発生しており、大変危険であり困っております。</p> <p><b>【請願事項】</b> 県道 月夜野・下牧線交差部から、町道 前田・下矢瀬線の北側への間 約220mの拡幅工事を行い信号機の設置できる交差点に改良をお願いします。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
番号	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 12 号	みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願	みなかみ町大穴514-1	平成23年11月25日
		竹内 功 河合 幸雄、中島 信義、 小林 洋	厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>異常気象と呼ばれる事例が増加傾向の今、地球規模で民意の認識のレベルを早急にアップすることが、各国のリーダーを動かす早道と思慮されます。そこで国のリーダーによらない、地球規模の認識を踏まえ且つ利害を超えた、各種団体代表者による、環境に関する会議「みなかみ国際環境会議」を行い、今までの多くの決議と実行がスムーズに運営されるよう取り回り、一般民衆の環境に対する認識の向上を招く。また、多くの分野で展示場を設ける「みなかみ国際環境見本市」は、見学者の増加と若年層のUターン化を図れるほか、環境に関しての今までにない付加価値が、行動半径に入っているということに他なりません。景気不景気に左右されない町づくりを行えます。そして「みなかみ国際環境科学館」は、環境関連の意識を楽しみながら学べる、未来に向けた科学館の集合体とし、近年の青少年の科学離れから世界中の青少年が集える場所になります。同じ問題意識を共有し、国力を軍備で表すよりも、今を存在する人たちの協力こそが、将来をかえる一歩である事実を「みなかみ」からスタートさせなければなりません。「みなかみ国際環境都市」をみなかみ町のビジョンとして、「誇り」と「恥」の文化を取り戻し、尊敬される人材の育成を、みなかみ町の財産とする絶好の機会と考えます。みなかみ町のビジョンは、「みなかみ国際環境都市」とし、三項目が柱となっています。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 環境問題に関する会議場を設置し、環境に関する一般人の認識のレベルを高め、IPCや国連気候変動枠組条約の可決に対して協力する。 (みなかみ国際環境会議)</p> <p>2. 環境に関する多くの分野の見本市を「みなかみ町」を核として建設し、見学者の増加を図るとともに、CO2の削減製品の普及を促進する。 (みなかみ国際環境見本市)</p> <p>3. 青少年の科学離れを食い止めるとともに、興味を持つきっかけを点在する科学館において育成する。 (みなかみ国際環境科学館)</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 13 号	赤谷川右岸（小袖橋下流） の護岸に関する請願書	小川島区長	平成23年11月28日
		川木 敏夫	
		原澤 良輝	
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>1. 小袖橋下流の河床の低下が著しく、大雨による増水の濁流で右岸の浸食が激しく、このままでは崩落の危険があります。</p> <p>2. 右岸に用水路とその上部に県道があり、崩落すれば農業用・防火用の用水が使えなくなり、県道も通行できなくなる恐れがあります。</p> <p>3. 区民の生活に影響が甚大なので対策をお願いします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 赤谷川右岸（小袖橋下流）の護岸をしてください。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 14 号	国道17号バイパスの名胡桃 橋からの落下物対策に関する 請願書	小川島区長	平成23年11月28日
		川木 敏夫	
		原澤 良輝	
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>1. 名胡桃橋の下には町道が2本あり、国道の通過車両等から空き缶や瓶が投げ捨てられ、町道を通行するのに危険なので、安全対策をお願いします。</p> <p>2. 町道は病院への通院や中学校への通学路にもなっています。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 名胡桃橋に落下防止用の柵や網を設置してください。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 15 号	猿ヶ京関所に関する請願	猿ヶ京区長	平成23年11月28日
		高橋 由行 ほか4人 林 一彦、山田 庄一	産業観光常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>猿ヶ京関所は、猿ヶ京関所ホテル跡の全域とそれに含まれる地面及び1000点以上の古文書のある猿ヶ京関所役人宅跡が昭和26年に県の指定史跡になりました。このときは、猿ヶ京関所ホテルの所有者の私有地であったため所有者の采配で保存されました。</p> <p>猿ヶ京関所ホテルの所有者が代替えになったとき、猿ヶ京関所役人宅跡は、県と旧新治村と地域有志の三者意見一致をみて屋根、柱、樋等を三者で修復し、平成7年猿ヶ京関所資料館となりました。しかしながら現在は、時代の変化とともにどうしても町のご協力が無ければ立ち行かない時を迎えております。</p> <p>この度、猿ヶ京関所ホテルが競売になることとなり、地面も含めて町所有で地域に帰ってくる可能性が見えてまいりました。このことは地域一丸の願いでもあり、祈りでもありました。</p> <p>もし、また民間企業に買収されれば、県指定史跡の猿ヶ京関所役人宅跡や資料など、どうなってしまうのか想像もつかず不安でなりません。</p> <p>ぜひここに猿ヶ京関所資料館とその敷地の猿ヶ京関所ホテル競売物件をみなかみ町に取得していただき、猿ヶ京関所復活と周辺整備、温泉地復活の起爆剤にたく地域の夢をこの請願書に込め謹んで提出致します。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 猿ヶ京関所資料館と敷地を町所有にしてください。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 16 号	水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願	鹿野沢区長	平成23年11月28日
		荒木 茂	産業観光常任委員会
		小林 洋、森下 直	
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>元ホテル大宮の建物は、閉鎖をされてから数十年が経過をしていて、年を追う毎に老朽化が進み、町道に接していて、壁・窓枠・冬季間は屋根の雪庇等が町道に落下し非常に危険であるとともに、不審者が利用する等の心配もあります。</p> <p>また、当建物はJR列車からも、国道291号線からも見えて、当町を訪れるお客様の印象を悪くしています。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願い致します。</p>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情 第 5 号	未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情	みなかみ町綱子356 NGO水上 理事長 阿部 隆	平成23年10月 3日
	<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る。</p> <p><b>【陳情事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幸知小学校の廃校及び保育園（福祉施設）の跡地利用方法について。</li> <li>2. 新しい観光に向けて、四季を通じた方法。</li> <li>3. 大水上山が水源である利根川の特性をいかす方法を考える。</li> <li>4. 谷川岳の新しい利用方法を考える（谷川岳エコツアーリズム推進協議会を尊重して）</li> <li>5. スキー選手の育成、スキー場の未来志向。</li> </ol>		

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情 第 6 号	町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情	みなかみ町布施378-37 布施区長 利根川 太郎 ほか7人	平成23年10月17 日
			産業観光常任委員会
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>1. 町道布施・須川線のJA新治支所方面から町道と交差する地点が鋭角なため、対向車があると危険である。道路の拡幅をお願いする。</p> <p>2. 町道 布施・須川線に設置されているスノーシェット内が大変暗く、年間及び終日照明がないと車は走行できない状況である。またこの町道は中学校の通学路であり、中学生は大変不自由な思いと恐怖感を抱きながら通行している。明るい材質への改修をお願いする。</p> <p>3. 町道 布施・須川線のスノーシェットの上部から入る場所が太陽光が直射のため、特に午前中は車や人の確認ができない状況になっている。 また、入り口が坂の途中にあり冬季は日中に流れた水が夜間に凍結する事が多い。 50mほどスノーシェットを新設することをお願いする。</p> <p><b>【陳情事項】</b></p> <p>1. 町道 布施・須川線の道路拡幅を行っていただきたい。</p> <p>2. 町道 布施・須川線のスノーシェットの改修工事及び新設を行っていただきたい。</p>			

## 平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情 第 7 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	前橋市本町三丁目9-10 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	平成23年10月19日
			厚生常任委員会
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交代制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の大幅増員と、労働環境の改善のために法規制が必要です。</p> <p>震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。</p> <p>下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護師などの夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。</li> <li>2. 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。</li> <li>3. 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。</li> </ol>			

---

議 長（久保秀雄君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますのでよろしくお願  
いたします。

---

## 日程第5 発議について

議 長（久保秀雄君） 日程第5、発議第3号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言につ  
いてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7番、山田庄一君

（7番 山田庄一君登壇）

- 7 番（山田庄一君） 7番 山田庄一、日程第5発議3号「みなかみ町スポーツ・健康まちづく  
り宣言」について提案理由の説明を行います。みなかみ町では、現在進行中の、町とデザ  
ント社及びドール社とのコラボレーションによる協働のまちづくりという取り組みにより、  
町民はもとより、観光客を含めた町外の人にも広く参加をして頂くことで、町の活性化を  
図る事を目的とした事業を推進中であり、この宣言文は、いわば事業目的の旗にあたる部  
分であります。町は、7月27日にデザート社と「スポーツタウン・みなかみの構想」を  
掲げ、町民を対象にしたスポーツ参加による健康づくりや、一流選手と子供達とのふれあ  
いによる情操教育、さらにデザートを中心に関連企業や付随する人達に参加して頂く中で、  
既存のスポーツはもちろん、自然を活用したスポーツ等これから考案される可能性のある  
ものを含め、みなかみ町があらゆるスポーツの発信基地とする事を目指す。それを色々な  
事業展開をする中で、デザートが支援していくという内容の共同記者発表をおこないまし  
た。また、ドール社と町の事業目的は、コンセプトを食による美と健康と位置づけ、ター  
ゲットをこどもから熟年層まで幅広く定め、1として「こどもと父兄に農業と自然とのふ  
れあいを通じて食育を推進する」、2「若い女性に豊かな自然の中で美と健康を体験し、内  
面的美しさを学んでいただく」、3として「中年及び熟年の方々に自然とのふれあいを通じ  
て、健康と若さを体験していただく」という事を掲げ、地域農産物の販売網の強化や販路  
開拓。温泉を活用して健康と若さを保つ内面的美の提案など、みなかみ町の自然と特色を  
いかした地域密着型まちづくりを目指しています。今回の官、民協働によるまちづくりは、  
全国的にもあまり例のない取り組みであり、他自治体からも注目されている中で、これま  
で考えられて来たまちづくりへの、ひとつの挑戦だと考えました。今までの企業進出は、  
場所の確保や条件の整備・雇用確保に向けた交渉など、相当の努力をしてその中で進出し  
ていただくというのが一般的でした。もちろん、機会があればこれからもその努力はやら  
なければならないと思いますが、しかし今回の取り組みを、地域再生という観点から見た  
とき、地域全体が係っていく事が出来る事で、生活条件の改善が図れるチャンスに繋がら  
れる、発想を変えた新たな企業進出ではないかと考えました。デザート社とドール社は知

名度や、関連する事業社、そして一般の人にも大きな影響力を持っています。人と物を動かす事が出来れば町は変わります。従来の企業進出にない、地域を巻き込んだ、地域参加型の取り組みが出来れば、町の未来への可能性を感じさせる意義ある事だと思います。今回の宣言文は、この取り組みの指針となる「旗」だと冒頭申し上げました。そして、議会提案という、従来と異なる形をとりました。その思いは、町と議会の連携を密にして、活力あるみなかみ町再生に繋げて行く。その先頭に議会が立ちたいという一点であります。賛意を示し、賛同者に名前を連ねていただいた全議員の皆様に感謝申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第3号について、質疑はありますか。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより発議第3号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言について賛成討論をします。11月の21日に元リッツカールトンホテル日本支社長の高野昇氏の講演会に行きました。「感動が生まれる地域づくり」と題したおもてなしの講座でした。サービスによる満足から、さらに町を訪れた人たちにホスピタリティーの感動を与えるにはどうするか考えられる講演会でした。私は町を訪れた方々に感動を与えると共に私たち町民も感動を受けるような取り組みがよいと考えました。特に子供たちに夢を与えそれを感動に変える、高野氏はオリンピックに参加する、と漠然と考えるだけではオリンピックでメダルをとることはできません。メダルをとるという目標を明確にして努力をすれば夢は必ず実現する。と強調をしていました。スポーツと温泉を上手く結びつけばスポーツ選手を技術向上面からだけでなく、身体の面からもサポートして練習効果は倍増いたします。私の願いは町からオリンピックでメダルをとる選手を育てるということです。長野県野沢温泉村や北海道の下川町などでは、大人がサポート体制をつくりオリンピック選手を育てております。温泉を利用して町の自然環境を使い選手育成施設ができれば全国から注目をされるのではないかと考えます。幸いスポーツ用品メーカーのデサント、温泉と自然体験を美と健康に利用するドールとの協同も進みつつあります。この絶好のチャンスを活かして、訪れた人々や町民が感動を受け幸せを感じ笑顔がいっぱいになるまちづくりのため、スポーツ・健康まちづくり宣言に賛成をいたします。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

発議第3号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） **ご異議なしと認めます。**

**よって、発議第3号 みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言については、原案のとおり可決されました。**

## 日程第6 議案第71号 町道路線の認定について

議 長（久保秀雄君） 日程第6、議案第71号、町道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、岸 良昌 君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第71号について、ご説明申し上げます。本案の内容は、後閑におけるまちづくり交付金事業にかかわる2路線。名胡桃、上津における県道拡幅に伴う接続路線として1路線、藤原における旧県道部の移管路線として2路線、相俣における認定町道間の接続路線として1路線の計6線、合計延長845メートルを認定するものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第71号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 町道の認定なんですけども、6路線が上がっています。この内、完成をしているとかしてないとか内訳はわかりますか。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答え致します。6路線あるのですが、T0384、T1648これにつきましては先ほど提案理由にもありましており後閑のまちづくり交付金事業によりましてこれから工事をやるものでございまして、完成しておりません。それと、T4647新田8号線、これにつきましては県道渋川下新田線のこれから工事をやる部分の接続路線の認定ですので工事は終了しておりません。それとN1303屋倉6号線、M1304幽平下木沢線、この2路線につきましては旧県道水上片品線の部分でございまして、これについては、移管に伴うもので町道認定をするものでございまして、それとN2722南ヶ谷22号線、これにつきましては、新治の相俣地区の道路でございまして、現在林道として

あるものについて、町道間を認定するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第71号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第71号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について**  
**議案第73号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について**  
**議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について**

議 長 (久保秀雄君) 日程第7、議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第72号から議案第74号まで一括して、ご説明申し上げます。

最初に、議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例改正は、地方税法等の改正に伴うもので、主な改正内容は、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等に係る不申告等に関する過料の上限の引き上げを行うもので、3万円以下を10万円以下に引き上げる改正、町民税に係る寄附金控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる改正、認定特定非営利活動法人以外の非営利活動法人に対する寄附金のうち、町が条例に指定したものについて、寄附金控除の対象とする改正、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例を3年間延長する改正、上場株式等に課する配当所得に係る町民税の特例適用期限を2年間延長する改正等でござ

います。

次に、議案73号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本案も、地方税法の改正に伴うもので、都市計画税の課税基礎となる固定資産税の課税標準価格を定義しております、地方税法の条項名に変更があったため、地方税法との整合性を図るため規定整備を行うものであります。

次に、議案第74号でございますが、みなかみ工場設置奨励条例は、町の経済振興に特に寄与すると認められる工場を町内に新設する者に対し、補助金または奨励金を交付することにより、町の産業振興を図ることを目的としております。町は、ヤマキ株式会社から今年の5月中旬にみなかみ工場について、この条例で規定する補助金または奨励金の交付を受けるための指定申請がなされたことから、6月に「みなかみ町工場設置奨励審議会」を設置し、条例及び規則で規定する要件を満たすかどうかを審議会委員に審議していただきました。その結果、指定要件を満たしていることから、指定は妥当であるとの答申を受け、9月1日付けでヤマキ株式会社に対し、「適用指定承認通知書」を交付したところであります。この指定申請に対しまして、「みなかみ町工場設置奨励審議会」で審議する中で、条例では「常時使用する従業員数が20人以上のものでなければならない。」と規定し、規則の様式では「新規地元常時雇用従業員」と規定してございましたことから、条例と規則の表現が整合性に欠けておりました。このため今回、条例の指定要件の表現に「町内居住者」を加え明確にするとともに、「但し書き」を追加し、町長が、工場の形態及び規模等を勘案して町内居住者従業員数を、20人よりも少なくできるように改正するものであります。

以上、条例改正3件について、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（久保秀雄君）** 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮り致します。議案第72号から議案第74号の質疑以降については、後日の本会議に於いて審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保秀雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてまでの質疑以降については、後日の本会議に於いて審議することに決定致しました。

**日程第8 議案第75号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について**

**議案第76号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について**

**議長（久保秀雄君）** 日程第8、議案第75号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について及び議案第76号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する

る協議についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、岸 良昌 君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第75号及び76号について、一括してご説明申し上げます。

まず、第75号でございますが、利根沼田広域市町村圏振興整備組合広域観光センターにつきましては、民間活力資金を活用する複合施設として整備構想が決定し、県から有利な財政支援を受けるため広域施設として整備されたものでございます。平成21年度に、民間企業からみなかみ町へ2階部分が無償譲渡され、みなかみ町では国の経済対策を活用し、施設の大規模な改修を実施いたしました。1階部分においてもみなかみ町により特色のある整備を進めることとなり、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第76号でございますが、これは、前議案第75号との関連で、利根沼田広域観光センターの設置及び管理に関する事務を廃止することに伴う財産処分について、同センターの土地及び2階部分の所有者で、管理運営にあたっておりますみなかみ町に1階部分等を帰属させるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、施行期日については、平成24年4月1日を予定しております。以上観光センターの有効利用をみなかみ町において計りたいということでこの間、関連方面等協議してきたものの処理でございますので、ぜひご審議の上、ご議決賜りたいとあらためてお願いする次第でございます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第75号及び議案第76号について質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 75号でよりみなかみ町にあった使用方法という説明があったのですが、特別にどういう方法をするのかということと、それから広域市町村圏の財産処分の76号の協議なんですけども、これの財産価格というのはどのくらいを見積もっているのか教えてください。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答え致します。今現在のところ今後どのような観光方面で活用するかということについては明確ではございませんけれども、さきほど発議3号でもありましたようにドールですとかデザートとの連携の中で、主に2社だと思っておりますけれども、その2社とのコラボレーションの中でどのような活用の仕方があるかというようなことを今後詰めていくようになると思います。それと財産価格につきましては、公有財産なものですから課税の対象になっていないもので、今私の手元には財産価値というものは把握しておりませんので、何らかの形で調べてお答えしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 土地も含まれるということでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 観光商工課長真庭敏君。

（観光商工課長 真庭 敏君登壇）

観光商工課長（真庭 敏君） 土地につきましては、もともと町の土地だということで、あくまでも建物だけということでございます。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第75号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第75号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

**よって、議案第75号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。**

議 長（久保秀雄君） 次に、議案第76号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第76号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

**よって、議案第76号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。**

**日程第9 議案第77号 町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約の締結について**  
**議案第78号 まちづくり交付金事業徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結について**  
**議案第79号 道整備交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設工事請負契約の締結について**

議長（久保秀雄君） 日程第9、議案第77号 町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約の締結についてから、議案第79号 道整備交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設工事請負契約の締結についてまで、以上3件を一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第77号から議案第79号まで一括して、ご説明申し上げます。

最初に、議案第77号について、ご説明申し上げます。本案は、町道布施塩原線 無散水消雪改良工事の変更請負契約を締結するものであります。本年8月22日に4798万5000円で契約いたしました当該工事について、676万2000円を増額し、変更契約金額5474万7000円で、施工業者であります利根郡みなかみ町羽場1,094番地、杉木土建株式会社 代表取締役 杉木寿一を相手方として、変更請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第78号 まちづくり交付金事業 徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。本案は、平成23年度まちづくり交付金事業 徒渉橋橋梁整備工事（下部工）を実施するにあたり、12月5日に見積を徴した結果、契約金額5千40万円で、利根郡みなかみ町後閑84-3、増田建設株式会社 代表取締役 増田文明を契約の相手方として、請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第79号でございますが、本案は、道整備交付金事業 町道悪戸矢瀬線道路新設工事を実施するにあたり、12月5日指名競争入札を執行したところ、契約金額8千452万5000円で、利根郡みなかみ町後閑84-3、増田建設株式会社 代表取締役 増田文明が落札いたしました。当該者を契約の相手方として、請負契約を締結するものでございます。以上、請負契約締結について、3件を一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。議案第77号から議案第79号までについて質疑はありますか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 議案第77号 町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約のことなんですが、変更契約ということでプラス600万円契約した金額から何故増やさなければいけなくなったのでしょうか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

**地域整備課長（増田伸之君）** お答え致します。工事に伴いまして現場での工事の段階で配水管の支障が生じたり、また路面を上げることによって路面水が下の民家に流れ込んでしまうだとかそういう変更が生じてございましてこれに伴う増工でございます。その他、放熱管やら舗装面についても増加をしております。以上です。

**議 長（久保秀雄君）** ほかにありませんか。

1 1 番 島崎栄一君。

1 1 番（島崎栄一君） 配水管の支障ということでは言われましたが、全然具体的に何でこの金額が上がるとかがわからない。それから道路の基盤を上げるというのも最初からわかっていたことですよ。ああいう工事をするのに路面を上げるというのを最初からわかっていることでその契約をしたわけですよ。それなのにプラス600万円という理由がわからない。水が隣の家に入るとか入らないとか言いますが、現地を見れば最初からわかることですよ。配水管の支障でプラス600万円と今、一言で言いましたけれど、何で600万円上げなくてはならないのか全然理由がわからないです。600万円ですよ、配水管の支障って何ですかこれ。

**議 長（久保秀雄君）** 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

**地域整備課長（増田伸之君）** 工事につきましては、実際のところ掘削をしてみないとわからない部分が出てきています。その中で、水道管の配水管が埋設されておりまして、それを付け替えをしなければならない。それと、路面については当然上がることはわかっておりまして、民家があるということで、道路表面水が民家の方に落ちてしまうと、これも困りますのでこれについては止水壁を設けたり、L型側溝を取り壊したりしてございます。その他実際に施工段階で面積等が変わる場合もございます。その辺で増工になったものでございまして、実際に舗装工事等もかなり増工してございましてこれらについて増工になった分の金額でございます。以上です。

**議 長（久保秀雄君）** ほかにありませんか。

1 1 番 島崎栄一君。

1 1 番（島崎栄一君） 掘ってみなければわからないと今言ったんですけど、元々のやつを掘り返してやるのではなくて、今あるのは下に置いておいて、さらに上に配管するというそういう工事ですから掘り返して見なくてはわからないということで600万円上げる理由にはならないと思うんですよ。直すところの配管についてやってみたらどうであったということですが、それは実際には水とかお湯が地下水として流れないようなことになって、色々なものが詰まっているということがもう最初からわかっていたことで、気軽にパンパンと600万円をあげるというのは非常にまずいと思います。4700万円ですと決めたら4700万円ですとやらせるように監督するのが役場職員の責務であって、なんかや理由付けてこれだから金かかる、これだから金で、はい。請求しますと、それでハイハイと判子ついてどんどん払ってやるのが役場職員の仕事ではないと思いますよ。ちゃんと現地を見てこれについてはきちんとやってくれと、契約の金額でやってくれと交渉するのが役場職員の仕事であって、何でもかんでもやっている人のいうこと聞いて追加でお

金くれてやるというのは、本当にまずいなと思いました。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ただ今のご指摘の中で当初の設計あるいは当初発注したときにいろんなことが想定できるではないかというご指摘が1点あったのだと思います。これにつきましては、実際の工事における周辺との調整であるとか、あるいはいまのお話の中で当初設計の中、あるいは仕様の中で規定するやり方あるいは数量等について示されておまして、それに基づいて当初契約がなされております。現地においてそれ以上の施工が必要であり、尚かつ同時に施工した方が効率的あるいはこの場合ですと期間を間に合わせるといったようなことから、現地において監督職員と施工業者の間で契約変更を前提とした確認、これを行って来た内容についてとりまとめて、今回契約変更しようとするものでございます。いまのご指摘の中で、そのエリアの工事について完了するまでを一括で受けたではないかというご指摘ですけれども、これについては仕様書等に基づいて数量施工方法と定めた中で契約しておりますので、その要件が変更したときについて増額になるあるいは減額になるということは当然のこととしてあろうかと思えます。なお今のご指摘が設計段階でもう少し進めるべきだというお話であれば、これについては設計に要するコストとあるいは設計等で十分詰めても現地の中で変更せざるを得ないという件が出てくる場合もございまして、このところは設計の精度をどこまで上げるべきかという投資効率の問題かというふうに思うところでございます。

議 長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

3 番中島信義君。

3 番 (中島信義君) 議案第79号の道路整備交付金事業悪戸矢瀬線の指命競争入札の経緯、それと落札予定額とこの部分がどこからどこまで、何メートルくらいかお聞かせ願いたいです。

議 長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) お答え致します。今回指名競争入札にした経緯なんですが、用地交渉が難航し日数がかかったことで、本来であれば年度内に工事を完成しなければなりませんので、条件付き一般競争入札にした場合、約1ヶ月以上かかってしまいますので、その分工期が取れないということで、また関係ないかも知れませんが利根商業の野球部、ホッケー部が冬休み中の冬季に工事をしなければならないということで、なるべく早く発注したいということで今回指名競争入札にしてございます。それと予定価格につきましては、8505万円、これについては消費税込みの金額でございます。場所のことですが、延長については200メートルです。これについては、ヤマキといいますか区画整備事業をやった一番南側から200メートルでホッケー場、野球場がありますがその辺の工事になります。以上です。

議 長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「暫時休憩」を求める声あり)

---

議 長（久保秀雄君） 暫時休憩いたします。

（9時50分 休憩）

---

※この間 議会運営協議会が開かれ、質疑形式の確認がなされた。

---

議 長（久保秀雄君） 今、島崎議員から1議案毎に3回の質疑を認めるべきだというご意見が出されました。ただ今の議運の中で協議をしていただきまして、議案毎に3回の質疑を認めていくということで決定をいたしました。先ほど、中島議員が議案第79号について質疑をしております。この件についてのみ、先に答弁をいただいて順次第78号、第79号という形で進めていきたいと思っております。ご協力をお願いしたいと思っております。

---

（10時01分 再開）

議 長（久保秀雄君） それでは、再開いたします。

---

議 長（久保秀雄君） 議案第77号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝です。契約の方法が指名競争入札になっていますが、これは指名競争入札ということなんでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） これにつきましては、当初、指名競争入札をしておりまして、その会社と変更契約を結ぶものです。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） これは第77号と第78号に絡んでしまうのですが、第78号については随意契約という形になっていきますけれども、これは今また実際に増田建設さんがやっていますよね。指名競争入札で、それでこれは随意契約ですとなっているんですけど、それとの関係はどうなんでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） それぞれについて契約単位でお諮りしているところです。今、議員からご指摘のありました徒渉橋の工事については、メインの工事があるそれに付属するものを随意契約で契約したいという話です。一方、最初にご質問のありました第77号については、当初の指名競争入札をやりました契約について内容的に増加させ変更契約を結びたいということで、当初の契約は指名競争入札でありそれを施工する課において先ほど答弁しましたような各種の要因で増額になったと、そのことについてこの増額部分を他の人とやるわけにはいきませんので、一つの契約を増やして全体をやっていただくという形の変更を今回認めていただこうということでご相談しているところです。従いまして、元々の契

約、指命競争入札をやったという契約についての変更であるということで、指命競争入札という表記になっているところであります。

議長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

13番小野章一君。

13番 (小野章一君) 町道の布施塩原線の無散水消雪の関係でありますけれど、先ほど課長が土地の関係に触れました。当初の予算では4798万円ということであり、この追加額として676万円ということでありまして、面積が変わる場合もあるということをお答えしました。本来であれば、そういう変わったときに増額を認めるということはあると思うんですけども。今、予測ということの中では、あり得ないのではないかと気がしております。それと関連しまして、請負金額がもしもこういった土地が予測がなかったとしたら請負契約は減額されるのでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 当初契約ではその実測等やっております、工事の中で増工もあり、また減れば当然のことながら減額もあるということしております。何れにしましても、実際にやってみるところそういう地元の要望とかそういうものも含まれて来ておりまして、その部分では今のところ増工になってございます。以上です。

議長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

13番小野章一君。

13番 (小野章一君) あと一つ、これは先ほど町長が答弁していただきましたけれども、各上下水道の関係が地下にあった場合、その関係課との協議があってこの請負契約に望むべきだと思っておりますが、その辺のところをお願いします。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 一応、各課との担当同士の協議をしておりますので、その中で配管はあったんですけども、深さとかそういうものまでは把握できなかった事で今回支障となり、配管をし直したということがございます。

議長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番 (原澤良輝君) 陳情で散水防水敷設工事の施工についての陳情というのが今回あるんですけど、これとは関わりはあるのでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 今回の陳情は場所が違います。

議長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ありませんので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

続きまして議案第78号についての質疑はございませんか。

13番小野章一君。

- 13番(小野章一君) 78号の下部工の請負契約であります。この請負金額は入札の結果通りとなっておりますが、この下部工とはどこを指しているのか、というのは10月28日に7300万円を補正でとりました。この関係の中での5000万円なのか、それともその7300万円も一つの事故により下部工だと思うんですけど、どこまでを下部工といわれるか説明をお願いします。

議長(久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 今回の下部工とは通称して言っているわけですがけれども、橋脚、橋台全てを下部工と言うんですけども、その中で先日補正をいただきました7300万円についての中の部分でございまして実際に県の指導もございまして、補助対象部また補助対象外がございまして。以上です。

議長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

- 10番(原澤良輝君) 先ほど別の工事だという言い方をされたのですが、橋脚の多分真ん中の橋脚の残っている橋脚の問題だと思います。それは2本打ち上げられているわけです。今までの1億400万円の契約の中で7本はできると、それで足りない部分を7300万円の予算ですというふうに前の補正の時に理解していたんです。そうすると工事を別に行うことができないのではないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 工事としては一連のものでございます。したがってこれについても随意契約によらざるを得ないということで動いているところですが、契約の単位として別のものとして、つまり何故契約が別になるかという当初の工事について予算がありませんから前回議会で審議していただいて補正予算を組み、その中で別に、今おっしゃるように工事の内容としては残った杭を打つという契約は今回の中に入っています。ご指摘通りです。ただしその部分については現場としては一体のものであるけれども、契約単位としては別のものとして今回承認をお願いするということでございます。なお、先ほどの小野議員からのご質問で若干答弁が不十分であったと思われましたのは、7300万円の補正をお願いしたものにしましては、徒渉橋の下部工事を完了させるために必要な補正を前回お願いしたところでございます。とは言いながら今年度の工事に入る段階で、仮締め切り等についてはやっておかなければいけない、次の工事に入れられないということでありますので、これについては別途の工事単位で契約させていただいております。そのことも含めて補正予算を組まなくてはいけなかったということで一連のものとしてご説明致しましたので、7300万円と5000万円そこそこで非常に差があるではないかというご指摘ですけども、もう一つ別契約分がございまして。率直にご説明させていただきました。

議長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

13番小野章一君。

- 13番(小野章一君) この下部工というのは、橋脚部分全体を指しているのかということをお伺

い致します。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 下部工とは、橋脚、橋台全てを指しているのですけれども、工事単位では部分的に出しているということでございます。

議長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

13番小野章一君。

13番 (小野章一君) 要望なんですけれども、この請負契約は当初は23年の3月までに完成する請負契約書、また今回補正ということによってとったわけなんですけれども、その請負契約の内容を提示して頂きたいということです。そうするとどこまでが今予算化されているかということがわかるかと思えます。補正は補正としてそういうことを要望致したいと思えます。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 現在発注しているもの、今回契約を締結させて頂くものについては、壁式の橋脚、高さが10.4メートルでボリュームが444.2立方メートル、それと基礎工事としまして杭打ち基礎オールケンシング方式によりまして、これについては3本です。根がため工事が2トン型のものが160棟を設置するというので発注予定です。以上です。

議長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番 (森下直君) 説明を聞いておりますと先般1億4000万円強でこれが決まって、それから10月の臨時で7300万円ということが決まってきたと、それで今回5000万円強のものが出てきたということになると、これは全部3つのことが橋梁下部工の総金額だということで理解をしておけばいいわけですか。その辺がちょっといくつかの金額が出ていますので複雑になると困るので、皆さんわからない人が多分いると思えますので、あえて私その3つを足して下部工の総金額ですかということを確認をさせて頂きたいと思えます。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸良昌君) 細かい数字については後ほど資料の方でご呈示するようにしたいと思っております。今ご質問のありました考え方です。当初の1億4000万円の経費では出来ないということで、補正で7300万円をお願いしたところです。その7300万円のうちの概ね5000万円について今回の契約でお認めいただきたいという事です。失礼、まず総額を確認致します。1億4000万円に7300万円が下部工の総額となっております。それで、7300万円の補正をお認めいただいたものについて、今回の契約で約5000万円、そして議会承認が要らない既に契約している少額契約がその差額の2000万円程度でございます。これは何故かという、その2000万円については、仮締め切り等々にかかわる増工経費でございますので、仮締め切り等ご存じの通り既に搾取、施工されておりますので、これについては従前事前に契約を既に終わらせているところです。繰り返し

になります。が、橋梁という部分の下部工については、1億4000万円の契約当初に補正でお願いしました7300万円を併せまして、2億1000万円強になろうかと思いますがこの額が総事業費ということでございます。それぞれの契約単位については先ほど申し上げたようにいくつかの単位に分かれて契約しているということでございます。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 2300万円についての説明の中で仮締め切りという話があったんですけども、実際に10月の補正を審議しているときに既に仮締め切りはされていたはずなんですよね、それは事前着工ということになってしまうのですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 全体事業費の中で道路整備にかかわる予算、分かりやすくいうと用地費の方を仮締め切りをやらなくてはいけないので、事前に契約をして着工させて頂きました。その用地費部分について財政運用上やっておるといふご説明をこの前の補正をお願いしたときになかったというご指摘はあり得ると思いますけれども、先ほどから申し上げておりますように、当初の部分で不足し、その不足要因が明許事故繰り越し等々であったということで前回の補正の時に必要な追加の工事、7300万円の額が必要だということをご説明しお認めいただいたところです。従いまして今、原澤議員のご指摘が契約をせずに着工したのではないかというご指摘であれば、そうではなくて他の予算を流用する中で対応しておりその予算について、もし補正でお認めいただかなければ、想定していた用地費等々について今年度できなかつたということになりますけれども、全体の流れの中として不足する額、7300万円をお認めいただきましたので当初流用を事務的にかけていたものについても今年度中に執行できるという状況です。ポイントだけ答弁致しますと、仮締め切りについては10月に補正をお認めいただく前に現地で動いておりましたけど、それは別の形で契約しておりますので、事前着工の形ではございません。

議 長（久保秀雄君） ほかにございせんか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） 78号の契約金額5040万円と出ております。そのうち消費税が240万円と出ておりますが、消費税というのは何パーセントという解釈になるのですか。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 5パーセントです。

議 長（久保秀雄君） 3番中島信義君。

3番（中島信義君） 5040万円の5パーセントが240万円よろしいのですか。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 4800万円が原型で消費税がつきますので、5040万円となります。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 一応、随意契約でも予定価格は積算していると思うのですが、教えて下さい。

議長(久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 予定価格を設定してございまして、消費税込みで5145万円です。以上です。

議長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

17番森下直君。

17番(森下直君) したがってくだいようですけども、今の総工費は2つを足すと2億ちょっとという形で今回出たのは5000万円以上だから契約を結ぶためにこういうふうに出したのですよと、残りの2300万円は5000万円を超えないので、規定によってということの整理をしていくために今回出したということですね。5000万円を認めて貰うために残りの2300万円は議会にかけなくて良いということになっていますから、そういう整理で総体的に金額は変わりませんよということで整理されればよいということと同時に、くだいようですけど2300万円は5000万円以下ですから議会の同意は得なくても良いからということで整理しているということ再度しておかないと、ちょっとこちら辺が大変だなと、うじうじしてわからないような部分があると思いますので、再度その点は再確認したいと思います。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 今お話のあったとおりでございます。全体工事地として追加で必要なものについて7300万円ということで補正で認めて頂きました。その中の5000万円以上の契約でございますので今回契約承認をお願いするという事でかけてございます。総額として入札差額等で7300万円、若干節約できると思いますけれども、大まかに申し上げて2千数百万円の部分について先行的に契約しております。

議長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

12番高橋市郎君。

12番(高橋市郎君) 直接この金額とは関係ないかも知れませんが、さっきの77号にしる78号のいわゆる変更増額の契約にしる、地域整備課が抱えている予算に対する工事は、非常に大きな金額であり、大きな工事を抱えているというふうに思います。また、町民においても、その徒渉橋にしる都市計画道路にろ県道並みの工事をするにあたって地域整備課の技術者の能力を上回った工事をしているのではないかなと、それによっていろいろな事故等の事があるのではなかったかというような危惧をする町民もおります。その点について地域整備課に優秀な技術者もおられるのでしょうかけれども、人数または能力等についてどのような見解をお持ちか、これからも大きな工事を抱えているわけですけども、その点について危惧をするものなわけですけどもその辺について町長はいかがでしょう。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) この間の事で結果的にそのようなご指摘があるということについて、承知

しております。詳細には質問通告をいただいております。本日の一般質問の中だと考えておりますので、あらためてその場で正確には申し述べさせていただきますけれども、今回の徒渉橋の事業についてもこの間何度もご説明してきておりますように、県の技術センター具体的には県が設置しております技術指導の部門と十二分に協議しながら発注をし設計し施工にあたっているところでございます。ひとまずこの場ではそこまでとさせていただきます。

議長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

ありませんので、議案第78号についての質疑を終結いたします。

続きまして議案第79号について質疑はありませんか。

5番阿部賢一君。

5番（阿部賢一君） 79号なんですけども、指名業者名と落札金額、それと入札が複数回あったらそれ毎の落札金額と落札率を教えてください。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答え致します。指名業者、入札額、消費税込みですけれどもお答えしたいと思います。泉土建株式会社、消費税込みで8547万円。木村建設株式会社、8536万5000円。木内建設株式会社、8505万円。清瀧建設株式会社、8505万円。杉木土建株式会社、8484万円。上毛建設株式会社、8494万5000円。須田建設株式会社、8463万円。株式会社前田建設、8505万円。増田建設株式会社、8452万5000円です。予定価格につきましては、消費税込みで8505万円です。それと落札率につきましては、99.3パーセントです。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

16番鈴木 勲君。

16番（鈴木 勲君） 79号は、ヤマキから200メートルというところでございますけれども、今後の予定についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 今回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、利根商の野球場までの200メートル間でございます。その後については県道後閑羽場線の月夜野会館までが約600メートルございます。そういう事業費で約3億8000万円程度かかる予定です。期間につきましては、一応25年までに道整備交付金についてはやらなくてはならないということで、25年までに仕上げていきたいと考えています。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

14番中村正君。

14番（中村 正君） 14番中村です。先ほど指名業者を何社か羅列して貰ったのですが、前田建設というのはどこなんですか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 失礼しました。株式会社前田設備の誤りです。訂正してお詫び申し上げます。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

ありませんのでこれにて、議案第79号の質疑を終結いたします。

議 長（久保秀雄君） これより議案第77号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議 長（久保秀雄君） **議案第77号、町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。**

**本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。**

議 長（久保秀雄君） **起立多数であります。**

**よって、議案第77号、町道布施塩原線無散水消雪改良工事請負契約の締結については、可決することに決定いたしました。**

---

議 長（久保秀雄君） 次に議案第78号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番、原澤良輝。徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結についての反対討論を行います。補正予算に計上された徒渉橋の7300万円の増額には反対をいたしました。今回の反対理由も同じです。増田建設は契約に基づき誠実に工事をし橋梁を完成させる義務があります。洪水が無ければ当初の工法で今年3月に完成していたのですから、今更条件が悪く工事ができない、工期が足りない、というこの理由成り立ちません。工法変更の理由とした、巨石を地質調査で見逃したとすれば、地質調査をした業者の責任もあります。あの狭い地域で規定通りに調査をしていれば工事ができないような巨石を見逃すはずがありません。地質調査会社と建設会社が負担して橋梁を完成させるのが理にかなっているのでは無いでしょうか。変更契約は契約に反しても町が負担という、今後の悪い前例になると思います。以上、反対討論をいたします。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

13番小野章一君。

（13番 小野章一君登壇）

13番（小野章一君） 13番、小野章一。議案第78号、まちづくり交付金事業の徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結について反対の立場で討論を行います。この関係につきましては、契約義務が守られていないという点、また地質調査等における責任が明確でない。また契約に反している各業者の責任は問わずして町の負担はあり得ないということから反対と致します。

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、まちづくり交付金事業徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、議案第78号、まちづくり交付金事業徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結については、可決することに決定いたしました。

議長（久保秀雄君） 次に議案第79号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。

議案第79号 道整備交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 道整備交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）

議案第81号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 利根沼田広域観光センター特別会計補正予算（第1号）

議案第83号 温泉事業特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 水道事業会計補正予算（第1号）

議 長(久保秀雄君) 日程第10、議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

議 長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第80号から議案第84号まで、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第80号についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5433万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9959万5000円とするものであります。歳出補正の主なものは、4月の人事異動及び給与改定による職員人件費の減額であります。また、職員人件費以外の主なものは、2款総務費においては、1項総務管理費で、冬期間における暖房の効率性を高めるための修繕費等、庁舎管理費205万円の増と、企業の協力を得て整備する看板設置に要する経費ほか、協働のまちづくり費334万8000円の増額であります。3款民生費では、1項社会福祉費で、障害者自立支援特別対策費753万円の増額となり、2項児童福祉費で、地域子育て創出事業を活用した遊具等の整備費として、学童保育費231万8000円、保育園総務費150万7000円、いはるこども園費106万1000円、水上児童館費266万7000円の増額をしようとするものであります。4款衛生費では、1項保健衛生費で、旧衛生センターし尿処理棟の解体工事の増額であります。6款農林水産業費では、1項農業費で、事業精査の結果、経営体育成交付金1974万円及び小規模土地改良費135万円の減額と、遊神館における夏場の電気料の増による農村公園施設費422万円の増額、及び国土調査にかかわり東日本大震災により検証測量が必要となったことに伴うものとして、中山間地域総合整備事業費240万円の増額と、地籍調査事業委託料の増額であります。7款商工費では、1項商工費で、商工振興費192万2000円の増額となり、2項観光費で、谷川岳エコツーリズム推進協議会補助金400万円の増額であります。なお、この400万円の財源は、全額がJRからの寄付金となっております。8款土木費では、2項道路橋梁費で、羽場湯宿線の調査測量設計業務委託料として道路新設改良費900万円の増額、4項都市計画費で、緊急雇用事業を活用するため都市公園管理費215万7000円の増額、5項住宅費で、町道稗田線等の狭あい道路拡幅整備費741万円の増額であります。一方、財源となる歳入補正の主なものは、地方交付税4152万8000円の増額は、普通交付税であります。国庫支出金1695万9000円の減額は、経営体育成交付金1795万5000円が主なものであります。県支出金2258万3000円の増額は、障害者自立支援対策臨時特例交付金753万円、地域子育て創出事業費補助金793万8000円、緊急雇用創出基金事業補助金628万4000円が主なものであります。寄附金400万円の増額は、JRからの一般寄附金であります。繰入金114万3000円の増額は、教育基金繰入金220万5000円の減額と、スポーツ・健康まちづくり振興基金繰入金334万8000円の増額であります。以上が、一般会計の補正内容でございます。

次に、議案第81号について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7447万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5821万6000円とするものであります。歳出補正につきましては、2款保険給付費では、1項療養諸費3703万2000円の増額は、退職被保険者等療養給付費が主なものであります。2項高額療養費1937万5000円の増額は、一般被保険者高額療養費が主なものであります。6款介護納付金1806万4000円の増額は、拠出額の増加によるものであります。9款基金積立金1,000円の増額は、利子積立金であります。財源となる歳入補正につきましては、繰越金7447万2000円の増額は、前年度決算剰余金の一部でございます。以上が、国民健康保険特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第82号について、ご説明申し上げます。利根沼田広域観光センターにつきましては、1階部分をみなかみ町が利根沼田広域市町村圏振興整備組合から管理事務を受託し、運営しておりましたが、当該組合から当町へ無償譲渡することについて、構成市町村の了解が得られる見込みとなりましたので、譲渡を受ける前に、広域観光センター基金を活用して、床及び給排水設備等の修理工事を行い、来年度から町の一般会計において運営してまいりたいと考えているところでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1119万8000円とするものであります。歳出補正につきましては、1款維持管理費の増額は、観光センター修繕工事であります。財源となる歳入補正につきましては、繰入金を増額は、広域観光センター基金繰入金であります。以上が利根沼田広域観光センター特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第83号について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4446万3000円とするものであります。歳出補正につきましては、1款事業費596万3000円の増額は、職員人件費、予備貯湯タンク購入及び設置工事であります。財源となる歳入補正につきましては、繰入金384万8000円の増額は、基金繰入金であります。繰越金211万5000円の増額は、前年度決算剰余金であります。以上が、温泉事業特別会計の補正内容でございます。

次に議案第84号について、ご説明申し上げます。収益的収入につきましては、256万8000円を追加し、4億4856万8000円とするものであります。主なものは、水道加入金及び落雷保険金の増額であります。収益的支出につきましては、303万2000円を追加し、4億4503万2000円とするものであります。主なものは、動力費、職員人件費及び負担金の増額であります。資本的収入につきましては、421万6000円を追加し、1億3901万6000円とするものであります。主なものは、赤谷地区水道施設新設工事の企業債、坂下地内道路改良工事に伴う水道管移設補償工事負担金の増額であります。資本的支出につきましては、726万6000円を追加し、2億4446万6000円とするものであります。主なものは、上水道事業資本的支出で、名胡桃中継水中ポンプ購入費の増額であります。簡易水道事業資本的支出では、赤谷地区水道施設新設工事、坂下地内道路改良工事に伴う水道管移設工事、水道施設維持管理車購入費の増額で

あります。以上が、水道事業会計の補正内容でございます。補正予算について、一括して、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮り致します。議案第80号から議案第84号の質疑以降については、後日の本会議に於いて審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) **ご異議なしと認めます。**

**よって、議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの質疑以降については、後日の本会議に於いて審議することに決定致しました。**

---

議 長 (久保秀雄君) ここで、休憩いたします。再開を11時10分といたします。

(10時47分 休憩)

---

(11時10分 再開)

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第11 一般質問

通告順序1 6番 林 一彦

1. 若山牧水「みなかみ紀行」の活用について
2. 児童生徒の登下校の安全対策について

議 長 (久保秀雄君) 日程第11、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は、4名の質問を順次、許可いたします。

まず6番、林一彦君の質問を許可いたします。

6番林 一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 一彦君) 6番 林 一彦です。議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は 若山牧水「みなかみ紀行」の活用と児童生徒の登下校時の安全対策についてでございます。

まず始めに、若山牧水「みなかみ紀行」の活用についてであります。

若山牧水は、この「みなかみ町」を2度訪れ、奥利根の自然やそこに住む人々の営みを、また更には歌の同士との出会いを歌集「みなかみ」それに「みなかみ紀行」にしたためております。「みなかみ紀行」は1922年秋に長野、群馬、栃木を巡る旅を綴った紀行文で

あります。牧水はこの時に沼田から月夜野を経て三国路をたどり、新治の法師温泉に宿泊、帰路につきましては猿ヶ京温泉で昼食、その夜は湯宿温泉に泊まりました。また4年ほど前に旧水上を訪れ「私は河の水上（みなかみ）というものに不思議な愛着を感じる癖を持っている。…」と詠んでおります。2005年、旧3町村が合併いたしましたして、新町みなかみ町が誕生いたしました。その際に新町名をめぐりましては対立が激しく合併も破談寸前に陥りました。これを救いましたのが、若山牧水の「みなかみ紀行」のひらがなの「みなかみ」であることは周知の通りであります。しかしながら、本町ではこの恩義ある若山牧水につきましても、「みなかみ紀行」につきましても、あまりPRや文学として活用していないのが現状であります。これからの本町としての若山牧水「みなかみ紀行」の活用に関する方向性をお聞きしたいと思っております。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 林一彦議員のご質問にお答えしたいと思います。6年前の町村の合併に際しまして様々な経緯がありまして、また新しい町名をめぐっても色々な議論があった。その中で、最終的に若山牧水の「みなかみ紀行」をとってひら仮名でみなかみ町と名付けられたと言う事、そしてまたそのことが第1次総合計画における将来像としても利根川の源を訪れた牧水にちなんで「利根川源流のまち」という文言が加えられたという事も承知しております。私も「利根川源流のまち」みなかみ町ということで、ことある毎によそでしゃべっているわけでございますけれど、このことについては良く知っております。またいまご指摘がありましたように若山牧水が、大正7年に谷川温泉と湯檜曾に赴き、そして大正11年には沼田から月夜野に入り、法師、湯宿に宿を取っていると今お話があったとおりでございます。そして旅の途中では、月夜野村の茂左右衛門に対する百姓達の心を思い、臉の熱くなる思いを感じたということや、新治村では歌を作る同士と出会い友好を深めたこと等々が紀行文に書かれているということも承知しております。これらを含めまして、牧水の上州への旅が8回に及び、短歌364首と紀行文13編を生んでおると、このうちの現みなかみ町をうたった歌は百十余首に達すると言われております。さて町名でいろいろな議論があったということは承知しております。例えばでございますが、平成の大合併では、全国で数多くの市町村で合併が検討され進んだものもあれば挫折したものもあるということはそのとおりでございます。当時、私は群馬県立女子大学の事務局長として勤務しておりましたので、群馬学シンポジウムということで平成17年5月ですけれども、日本地名研究所長の谷川先生という方をお招きして講演があり、その時に意見交換をさせて頂いて、その時の議論で地名の学者同士が、当時愛知県内で合併後の名称として「南セントレア」と言う名前が検討されておりました。学者としてそれはおかしいというお話がありましたので、私は何を申し上げたかと言うと、中部国際空港の南に位置する皆様方が「セントレア」空港、まさにそれに依拠をして地域づくりを行っていかうと町の名前に将来の方向性を示している非常に適切な名称であって、そのことをカタカナが入っているとか、おかしいと言うような議論はいかななものかということを行ったことはあります。当時、各方面で合併後の町名あるいは市の名前のことでいろんな議論があったということも承知

しておりましたので、地名の研究者であれば合併の枠組が決定された時には、歴史的・文化的にこの名前が最も適切だということを提示するようなことが使命ではないかというご指摘をしたこともありますし、合併というのは男女が結婚を決意した時と違ってですね、その場合は2つの姓のどちらかを選択するということですから、それをもって意見が合わずに破談するというケースは少ないですけれども、市町村合併にあつては新自治体の名称をめぐる暗礁に乗り上げている事例が多いということも議論させて頂きました。というようなことで当時の現みなかみ町エリアにおける議論がなされたというのは良く承知しております。さて、そんな中で今、林議員からのご指摘がありました。みなかみ紀行の全文、全てがみなかみ町の町内の紀行文ではなく、もうちょっと範囲は広いわけですけど、いずれにしても、「私は河の水（みなかみ）といふものに不思議な愛着を感ずる癖を持っている」「峠を越せば其処にまた新たな水源があり、小さな瀬を作りながら流れ出る風景を見ると胸が苦しくなるような喜びを覚えるのが常であった」というようなことで絶賛していますし、また牧水という名前も「みなかみ」というものを意識して名乗ったということも読ませていただいています。このようなことから、みなかみ町の名称が「みなかみ紀行」から採られたということについては大切にしたいと考えているところでございます。さて、この牧水をはじめとする歴史文学を活用したものが観光振興にどう使われているかという現状を若干答えさせていただきますと、まず町の観光パンフレット「みなかみパーフェクトガイド」では、牧水が大正11年の秋に、沼田から月夜野を経て新治に入り法師温泉に宿泊したこと、その帰りについては猿ヶ京温泉で昼食を食べて湯宿温泉に泊まったこと、あるいはその行程を地図に示してパンフレットに載せている事。それ以外にも与謝野晶子が三国路を訪れ法師温泉や猿ヶ京温泉を堪能したことについてもあわせて掲載しておりますし、文人墨客が訪れた温泉地ということでPRもしているところでございます。また、町の第1次総合計画においては、「観光情報の充実拡大」ということで「新・みなかみ紀行」などの文集の発行や観光資源、観光情報データの蓄積更新を図り、適宜情報発信を促進する」となっておりまして、今年の群馬デスティネーションキャンペーンの予告チラシにおきましても「新・みなかみ紀行」ということで表示しまして、PRに使わせて貰っているところです。そしてまた、ごぞんじのとおり平成21年度には、みなかみ町観光協会が旅行作家受入れ事業に取り組まして、旅行作家の会の編集制作により、現代旅行研究所から「新・みなかみ紀行」というかたちで文庫本が発行されております。また、施設整備というかたちになりますが、牧水の歌碑につきましては永井の郷土館、水上橋の袂、谷川温泉富士浅間神社境内に設置されておりますし、谷川温泉地区には、地区周辺を巡る散策道「牧水の道」というものもあり、地域で観光等に活用されているところです。併せまして、平成21年度「まちづくり交付金事業」によりまして水紀行館の下流に与謝野晶子歌碑が整備され、そこには多くの観光客が訪れているということでございます。したがって、見方によると思います。町といたしましてはこれまでの間、牧水をはじめとする歴史文学を切り口とした観光振興策を展開して、観光振興の一翼を担っていると理解しているところでございます。細かくは牧水の歌碑それぞれを取り上げて案内していただくとか、あるいはアフターDCとして取り組んでおりますオンパクの中にもそういうような企画がいくつか

入っておるといふことで活用されているといふふうに思っております。また、もう一つ別の視点といたしましてみなかみ町が成立してから7年目を迎えておりますので、合併の時にみなかみ町が牧水の「みなかみ紀行」からとられたという事実を例えば小学生だとか小さな子供たちであるとか町民のなかで薄れているといふことであれば、改めて学校教育とか生涯教育の中で更にそのことが強調されるような講座を開いたりといふ手段を措置するといふことも必要かと思っておりますけれども、だいたい町の方は「みなかみ紀行」からとられてみなかみ町になっているとご存じになっているのではないかといふのが私の認識でございます。以上、まずの答弁とさせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 6番林一彦君。

6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6 番（林 一彦君） 今の町長の答弁で「新・みなかみ紀行」という事業を展開されている。それから子どもにつきましても、また町民に対しましても学校教育・生涯教育でというようなお話もいただきました。牧水は明治・大正時代の歌人でありまして、中学校時代から創作活動を始めて43歳で亡くなるまでに生涯で約8,700首の短歌を詠んでおります。歌碑も全国に259基建てられておりまして、旅と酒を愛した国民的歌人として、今なお広く支持を得ております。またある一面では、大の酒好きで一日一升程度は欠かさず、ずっと飲んでいたといわれまして「酒の歌人」との異名を持ちまして、亡くなられましたその原因も、肝硬変だったと云われております。この稀代の歌人でありながら、大酒飲みだといふ親しみ深く愛嬌があって、またこのみなかみ町に縁のある若山牧水の偉業をたたえて、例えば「牧水記念館」設立ですとか観光イベントとして「牧水まつり」・「牧水サミット」・「みなかみ紀行サミット」など、そしてまた、牧水がこの「みなかみ紀行」の時に滞在した日を「牧水の日」というような形で、観光キャンペーンを打ったり、また大酒のみということからその時に酒関係のイベントができたりと、考えればいくつものイベントのアイデアが出てくるのだと思っております。観光振興面での活用についてもう少しお聞きできればと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 牧水の活動そのものについて、具体的に申し上げますと、「太陽館」さんが日にちを決めてやってらっしゃるとか、あるいは「猿ヶ京ホテル」の中にもそういう展示がされておる。ということでそれぞれの段階で大変活用頂いている、あるいは配慮されていると思っております。今お話がありましたようにそれを全体として組み立てて踏み込んだらどうかということでございます。今日のあいさつでも申し述べさせていただきましたけれども、デスティネーションキャンペーンについても地域に方々の例えば今例に上げたような活動を取り上げて幅広く町として取り上げ、DCに対する企画の1つとしていくつかのものを持ち上げたということで今の観光のポイントになっております。このような形で現在、動いて頂いているものをお互いの連携の中に更に強化して頂く、それを町をあげてのイベントにするといったようなことについては、それぞれの方の盛り上がりというものを

町で支援していくということでやっていきたいと思っています。これにつきましては今までの、特に分かりやすくいいますと、デスティネーションキャンペーンの主要イベントというもの、そういう形で出ておりますので、今後の活動として今活動されていおる多くの方々に連携して頂いて、それに対して町が支援申し上げていくというようなことで更に観光の資源として活用するという事はあろうかと思えます。そういう情勢につきまして、そういう方向に行けば好ましいと思っておりますし、そういう動きがあったときには町としても積極的に支援してまいりたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 6番林一彦君。

6番林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 一彦君) 今の町長のほうから観光振興に活用して行くといった答弁をいただきましたので安心しているところであります。

もう一つだけ聞きたいのですけれども、これは教育長への質問になるかと思うんですけども、町内の小学校ですとか中学校で文学に親しむということで、若山牧水をはじめとするこの町に縁のある歌人をとりあげて、短歌への造詣を図るですとか、教育に活用していこうというような考えはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教 育 長 (牧野堯彦君) ただ今の議員のご質問でございますが、現在、小中学校では、特に今教育委員会としてもお願いしておりますのは、この地域に住んで、この地域を良く知って、地域を愛した子どもになって貰いたいという願いから、ぜひ総合的な学習だとかいろんな学習の機会、また学校行事等々で地域の資源を大いに活用していただきたい。そして、この地を離れてもたえず故郷が懐かしめるような子どもになっていただきたい。ということで、地域学習を推進していただいております。そういう中で現在、小学校の3・4年生の社会科の学習これが地域の郷土を教材にした学習を展開しております。そういう中でこの町が扱われていると思えますので、その一端として若山牧水の話が出てくるかと思えます。また、小中学校の総合的な学習の中で福祉を含めたり地域ということでこれを教材に取り上げて、題材に取り上げている子どももいるかと思えます。その中で地域のいろんな歴史的な文化財等々、町に現在96点ほど文化財としてあるわけですけども、これを活用しながら学習を積み上げている学校もございます。そういうふうな事で地域との繋がりというのは結構丁寧に行っております。ただ、上がりました若山牧水そのもの、あるいはこの町で先ほど町長からお話がありましたように、与謝野晶子さんとか歌碑等々確かにたくさんあるのですけれども実際、取り上げられているのは中学校の国語の時間の短歌のところだろうというふうに思えます。あとは、若山牧水、与謝野晶子については歴史の中の文学史の関係で出てくるというふうに私は記憶しております。そんなところで出てくるのであります、なかなか短歌の勉強をするときに教材として入り込めるかなという考えを持っておりますが、与謝野晶子はまた歴史的に違う扱いもございまして、そういう意味で子どもたちの耳にしたり目にしたりすることはあろうかと思えます。ただ先程来出ておりますよう

に、なかなか短歌というのが小中学生の年代からしてなじみの無いものであろうということで、上毛新聞等を見ましても、俳壇・歌壇とありますけれども最近多くの学校が意図的に投稿しているような状態ですから、そういう中で意欲的にこちらの町にある俳句会等々もお力を入れていただいて、ジュニアの部門を設けたりということでもあればそちらの方へ目を向いていくのだと思います。非常に限られた子供たちになっていく可能性もある。それだけに非常に難しいところはありますが、ただ先生方自身もこういう人たちが、この町のつくりに変えていく意味を持っているということで、ぜひ先生方の一つの大きな教育の資料として提供しながら先生方から材料として提供していく。それだけでもまた違って行くんじゃないかと思しますので、議員の提案を一つ大事にしながら、ぜひ地域学習の一つとして資料提供させていただくと、そんな形で今後取り組みたいと思います。以上、答弁です。

議長（久保秀雄君） 6番林一彦君。

6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 3・4年生の学習、それから中学生の総合的な学習というところで取り上げることも可能であるというようなお話でしたけれども、ぜひ上手く活用して行って頂ければと思います。私は常々思っているのですけれども、地元の子供たちは何れはどうか、一度はこの地区を離れて都会に出て行くのですけれどもその際に、地域に誇りを持つということ、例えば地元の谷川岳を登って、俺は良い山だと知っているんだよ。ですとか三国山は良いんだよとか、あとはこの地区の特色のあるスポーツができるんだよ、スキーができるんだよとか、そういったところで地元で誇りを持っていただきたいなと思っています。その一環といたしまして、地元で縁のある文人・歌人、そういったところの教育も凄く大切なんだなと感じておりますので、ぜひ折角、日本を代表する文人・歌人、縁のある「若山牧水」、「みなかみ紀行」ということでございますので、より有効な活用を希望いたします。一問目の質問をこれまでとさせていただきます。次の質問に入らせていただきます。次の質問です。本町の児童生徒の登下校時の安全対策についてであります。みなかみ町が誕生いたしました6年が経ちました。以来、新治小学校ですとか水上小学校への統合が行われて参りました。その間、町内の小中高校では大きな事件・事故もなかったと聞いておりました、大変喜ばしく感じておるところであります。しかしながら、事件や事故はいつどこで発生するか、解りません。子どもが誘拐などの凶悪犯罪に巻き込まれるニュースを見るたびに、心を痛めている人も多いのではないかと感じております。特に学校に子どもを預けている家庭といたしましては、登下校時の子どもの安全が一番の心配事だと推察をさせていただきます。また特に下校時におきましては、学年によって授業終了時間が違うために、一人になることもあり、保護者の目も教員の目も届かないために、保護者の心配は尚更であります。昨今の子どもが被害となる事件発生を受けまして、この安全に対する関心も非常に高くなってきているものであります。ここで質問でございますけれども現在、このみなかみ町の学校での安全対策の状況等をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

**教 育 長 (牧野堯彦君)** 林議員の質問にお答えいたします。ご存じの通り、先ほどお話にありましたとおり、小中学生の現在の登下校時における交通安全の面での確保という面でも非常にいろんな事件が起こっております。集団登校の中に車が飛び込んできたりとかいろんなケースがありまして決して安全でないという状況にあると思います。更にこの地では熊だとか猿等の野生動物に対する危険もございます。こういう動物の出没で非常に不安を持っている部分もございます。それから最近、大変多いのですが不審者の出没、特に群馬県の情報が入って来て参りますけれど、本当に大人のいろんな行動で子どもたちが不安を抱えているという状況でございます。そんな中で安全に安心して過ごすことができない状況の現在、それぞれの学校でこれらに対して登下校時、また日常の授業の中で、地域の方々と一緒になってそしてPTAと一緒に安心して安全の確保の取り組みをされております。非常に緻密に計画的にしかも緊張感をもった計画がなされておまして、学校のこの取り組みに対しましてもまた教育委員会といたしましても、大変な問題なのだなと、喫緊の課題としてとらえております。そういう対応に対しまして議員の質問でございますけれども、現在各学校においての安全のための取り組みといたしましては、具体的にいろんな形を取っておりますが、例えば「登下校の見守りやパトロール」それから「地域でのあいさつ運動・声かけ運動」、「通学路や公園等の危険箇所の点検」、それから「子ども110番の拡充」、そして授業等々では「危険を予知する力・あるいは遭遇したときへの対応」、自らが自分で自分を守る指導、安全教育を行われておりますが具体的に各学校で行われているような例をあげますと、例えば地域の区長さん、老人クラブ、また青少推委員の補導員の方々にお世話になって「安全ネットワーク」という名前を組織として作りあげて、登下校の見回りを等を行っている例、それから老人クラブ、あるいは民生委員さんによって「安全支援隊」という組織を作り上げて活動している学校等々、それぞれの学校でだいたい学区の育成会や老人クラブの皆さん、それから青少推委員のみなさんのご協力を得て安全確保のために現在活動しているという実情でございます。以上です。

**議 長 (久保秀雄君)** 6番林一彦君。

6番林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

**6 番 (林 一彦君)** 今、教育長より各学校の事例報告いただきました。地域で見守り、また「挨拶運動」、「パトロール」などを行っているというお話であります。みなかみ町に合併する前に猿ヶ京小学校では「地域の子どもは地域で守る」、これを大前提にいたしまして、「安心安全の家」、「子ども安全パトロール運動」を展開してきました。安心安全の家は、登下校時に身に危険を感じたときに、そのステッカーの張ってある家に避難しなさいというような仕組みです。子ども安全パトロール運動というのは、このステッカーを各自の自動車に貼り付け運転していることで犯罪の抑制を図っていくという運動であります。このような運動も隣の須川小学校でも子ども110番の家運動ということで展開しています。このような、地域の子どもは地域で守るという運動を各学校毎に任せるのではなくて、みなかみ全体で子どもの安全を図っていくべきだと考えますがいかがでしょうか。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） 地域全体で地域のことを守っていこうという議員さんの考えでございます。私もそのように思います。少子化の現状、本当に子どもが少なくなって来ている現状の中で登校時においては集団登校がある程度可能なわけですが帰りの時点になりますと学年によって帰りが違う、行き場所によっては一人で帰る。非常に危険なところを通らなくてはならない状況等々はございます。そういう子どもたちの数が少なくなって来ている現状、それからこれからの児童生徒の数の現象を見通す中で、やはり議員さんのおっしゃる様にそれぞれの学校一つでの対応で守るということには限界があるのではなからうかと、そう思います。小・中学生に限らず高等学校の生徒もバスから降りれば一人になる、そういうことを考えると高校生までも含めた地域としての安心安全を確保する取組みというのが今後考えられていかななくてはならないのではないかと。そういう考え方に教育委員会としても立っています。そういうことで現在、この考えの元、小学校の区単位あるいは中学校の区単位に核となる組織を立ち上げたうえで、地域の方々にどのように参画していただけるのか協議会を設置し協議・検討を現在進めているところでございます。具体的な例もございますが、まだ質問があれば。ございますか。よろしいですか、ここまで。

議長（久保秀雄君） 6番林一彦君。

6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 協議会が立ち上がるというようなお話も聞きました。特に今この時期というのは日が暮れるのがとても早くて、直ぐ暗くなります。先ほど教育長のお話の中で、小中学校だけでなく高校生も帰ってくればというお話もありましたので、もしそういった運動ができるのであれば、小中だけでなく高校生にもそういった運動があるのもしもの場合はこういった動きを知って貰いたいというような徹底ができれば有り難いと思っておりますけれども、具体的にどのような協議が行われているのかという事がございましたらここでお聞かせいただきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） 先ほど申し上げましたように協議会の設置を進めております。特に現在、新治地区を中心にその組織作りに取り組んでおります。教育委員会として、もともと考えて参りましたのは各学校を核にしてということでございまして、それが一体となって学校を超えてみんなで守りましょうという事が大きな考えでございます。うちの学校、私の学校というのではなくて地域の子は同じなんだという考え方にたつての組織であるということでもあります。従いまして、組織の構成員としましては、学校長、PTA会長、地域の子供育成会、区長さん、それから地域の青少年育成補導員、老人クラブ、婦人会等々の代表者を役員等々として組織を構成し、その中で議論をし、まず最初に申し上げましたような、登下校の見守り、パトロール、あるいは地域での挨拶・声掛け運動とか通学路、公園等の危険箇所の点検。先ほど言いましたように110番の拡充、というような活動を想定して

おります。具体的に新治地区で言いますと、去る10月から取り組みをいたしまして、新治地区の区長会におきまして、新治小学校・新治中学校のまず児童生徒の安心安全について協議をしていただき、それから学校を中心として地域としても取り組んでいかなければならない課題は一体なんだろうかということを出して頂きました。それに基づきまして、この方針に沿って11月に教育委員会事務局と新治小中学校の校長・教頭先生と、組織づくりに関する打合せを行いまして、12月に「新治地区子ども安心安全協議会」これは仮称でございますが設立準備会を開催。そして年内に「新治地区子ども安心安全・育成協議会」を立ち上げる事となっております。現在はどのように、各地区で各地区の実情にあった実践ができるかということをそれぞれ持ち寄りまして具体的な実践へ移していくとそういう段階に現在来ています。教育委員会といたしましては、今まで申し上げましたように、一つ新治地区のこの形をモデルにしながらか更にモデルとして実践をしたあとの検証をしながら、また水上地区、あるいは月夜野地区でも地域で取り組める安全安心確保の組織を立ち上げていき、そしてその上で全町での組織という形を現在考えております。先程来、議員さんが申し上げておりますように、「地域の子ども達は地域が守り育てる」という観点から、また安全安心の確保だけでなく、健全育成への力としてもぜひ活用していきたい。そんなふうな考えを現在持っているところで、実践を進めているところでございます。以上です。

議 長(久保秀雄君) 6番林一彦君。

6番林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 教育長の方から具体的に今こういった形で進んでいるんだと、子ども安心安全協議会また安全育成協議会ということで地域の子どもは地域で守り育てるのだというお言葉を頂戴しました。子どもは社会の宝でございますのでこのみなかみ全部を全体で守るのだという事を徹底して頂きまして、学校に子どもを預ける保護者が安心して学校に子どもたちを預けられるこのみなかみ町にしていきたいなと思っております。以上を持ちまして今日の質問を終わりとさせて頂きます。ありがとうございました。

---

議 長(久保秀雄君) これにて6番林 一彦君の質問を終わります。

---

議 長(久保秀雄君) これにて、休憩といたします。再開は13時といたします。

(11時47分 休憩)

(13時00分 再開)

---

議 長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議 長(久保秀雄君) 午前中10番原澤議員の観光センターの財産価格について観光商工課長より答弁を出させます。

観光商工課長真庭敏君

（観光商工課長 真庭 敏君登壇）

**観光商工課長（真庭 敏君）** それでは原澤議員さんより観光センターの財産価値ということでご質問がありましてお答えいたします。観光センターにつきましては、昭和57年に3億2900万円で総床面積、1・2階を合わせまして1、982平方メートルということで1・2階を一体で建設した価格でございます。税務課より鉄骨造の家屋につきましては償却率を確認いたしまして、建築後29年を経過しておりますので、償却率が0.42。要するに42%の残存価格という解釈がされます。従いまして3億2900万円に対しまして42%ということで計算しますと1億3818万円という価格になります。非常におおざっぱな数字になりますが、このくらいの償却で捉えた残存価値になろうかと思えます。よろしくお願いたします。

## 通告順序2 11番 島崎 栄一 1. 民間経済の活性化のために

**議長（久保秀雄君）** 続きまして、一般質問を行います。

11番、島崎栄一君の質問を許可いたします。

11番島崎栄一君

（11番島崎栄一君登壇）

**11番（島崎栄一君）** 11番 島崎栄一、一般質問をいたします。みなかみ町湯原にある、日帰り温泉施設の「ふれあい交流館」は、借地に建てられています。その地代は、年間一坪1万円。300坪分で300万円をみなかみ町が毎年支払っています。この地代は高いと思います。また、施設で使われる温泉の負担金、年間180万円もみなかみ町が払っています。その他に指定管理料として年間400万円がみなかみ町から温泉の管理者に支払われています。みなかみ町が「ふれあい交流館」のために払っている金額は毎年880万円です。それに対して、町に入る収入は入湯税の150万円と土地の固定資産税33万円だけで、建物の固定資産税は無料です。お客さんが支払う入浴料は町には入って来ません。みなかみ町は、他の民間でやっている日帰り温泉施設や、日帰り温泉をやっている旅館等に、「ふれあい交流館」と同じように援助できますか。固定資産税を無料にできますか。温泉の負担金を町が払ってくれますか。施設を町が作ってくれますか。

**議長（久保秀雄君）** 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

**町長（岸 良昌君）** ただ今のご質問、継続するものと思って聞いておりまして答弁が大変遅くなりまして申し訳ございません。今のお話でございますけれども、前段の方のコストのことは分かりましたが、後段の民間の施設と同等であるという言い方については、理解できていなかったものですから質問が完了したというふうに思っておりませんでした。それでは、質問の趣旨と合うかどうか分かりませんが、湯原の温泉街にあります「ふれあい交流館」これについてご説明申し上げます。この交流館については、平成15年度に総事業費1億3千万円で建設され、平成16年7月に開業したものでございまして、その後7年強が経過しておるところでございます。この「ふれあい交流館」につきましては、地

域住民の交流の場として従前ございました、湯原共同浴場の復活。そして併せまして温泉街を散策する観光客に立ち寄って頂き地元民との交流の場を設置するということによりまして、全体として温泉街を活性化するための拠点施設ということで位置づけられ建設されたものでございます。尚、建設に先立ちまして平成15年1月に湯原区長をはじめ、湯原温泉街振興会など大変多くの関係者が参加した「建設諮問委員会」が組織され、そこで検討して頂いた結果を受けて建設されたものであります。先ほど申し上げました、目的・位置づけについては、現在も変わっていないと承知しているところでございます。今、民間が収益目的でもうけている施設というお話がありました。それは、民間が収益を目的に投資に該当するというので投資されている施設ということでございますので、今申し上げましたように公的な地域振興の目的があつて公共サービスを提供する施設というものとは全く異なるものだと思っております。公的サービスとして提供する必要があります。その場合に民間に任せていては、収益性から実現できない、あるいは地域の必要性が充足できないという場合に公的な支援が必要となってくるということでございます。更に付け加えて申し上げますと、公的施設として運営する場合であっても、できるだけ民間活力やノウハウを利用し、効率的な運営に努める必要がある。このことについては言うまでもありません。従いまして、このような観点から、平成18年11月末までは町が直接運営しておりましたが、平成18年度に指定管理者を公募したところです。結果といたしまして残念ながら民間からの応募者がなく、やむなく商工会を指定管理者として町の方から委託し、平成24年3月31日までの期間ということになっているところでございます。ひとまず最初の答弁として、「ふれあい交流館」の概況について答弁させて頂きました。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君

(11番島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 地域振興ということで公的な支援をしているというような返事であったと思うんですけど。民間の日帰り温泉施設やそういうものが地域振興に役立っていないとは思わない。民間のそういういろんな旅館があるいろんなお店があるいろんな日帰り温泉があるということは地域振興になっていると思うんですけど。民間施設は地域振興に役立っていると思うんですけど、どうですかね。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 島崎議員も良くご存じの通り、みなかみ町については観光を主産業とする町でございます。すなわち何かというと民間の方が観光施設、宿泊施設であるとか入浴施設であるとか、あるいはその他のスキー場、その他のこともそうなりますけどそういうことをやって頂いていることによって町の活力が出ている。経済性のある範囲では民間の方がやって頂いている。それはその通りでございます。先ほどのふれあい交流館の話で申し上げますと、湯原の温泉街を活性化させようということで活性化の拠点施設として設置したと、先ほど申し上げたとおりでございます。その時点において似たような施設がよその場所に民間であるということと、この湯原の温泉街の活性化としてふれあい交流館を設置したということについては、その時点での判断ではございますが、間違ったものではない

というふうに思います。

議長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 民間企業が地域振興に役立つから町は誘致して、町に来て貰って雇用、いろんな雇用も生み出すし食材も買って貰うしまたいろんな税金も納めて貰うということで地域振興するために民間企業に活性化して貰いたいということなんですよ。一方には、民間企業として入って貰って最終的には固定資産税を納めて貰う。そこで営業をして貰うということなんですけれど。このふれあい交流館が税金を投入するに値するかどうかということなんです。そういう中で、地域振興に役立つのだから税金入れても良いんだという理由は、成り立たない。地域振興に役立つというだけでは、民間企業も地域振興に役立っている、雇用を生んでいる食材を買っているんですよ。ですから、それだけでは金を入れる理由にならない。私も実際に質問する以上は実物を見なくては質問できないので、ふれあい交流館に行ってきました。行ってきて入ってきましたが、湯船はだいたい4・5人がやっと入れるくらいです。洗い場も4つくらいしかない。内風呂のみで露天風呂もない。他の旅館のお風呂に比べて、また日帰り温泉やっている施設に比べて何が特別なんだというのは全くないです。はっきり言って他の日帰り温泉施設。民間の旅館やそういうところと同じです。一方には毎年880万円を入れていて一方には1円も入れずに、固定資産税とかちゃんと取っているということでは、公金を入れる理由にならないのではないですかね。全く違うと町長は言いますが、見た感じは全く同じです。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 先ほどの目的を申し上げたところで趣旨が違うとお答えしたところでございますけども。まず、公的施設。どれだけ金を突っ込んでも良いのかという点につきましては、一般論になりますけれど、みなかみ町については公共施設が非常に多いということでこの間も公共施設についての統廃合。これについては議会の方からもご提言頂き、委員会で決定されその方向について着実に努力しておるところでございます。さて、今のご指摘は経済状況の変化等で利用率が下がったり、設置の目的が薄れたのでは無いかというご指摘だと思います。先ほどの答弁は当初の設置目的を果たしていると申し上げましたけれど。今の施設の状況等から見てそままでいいのではないかというご指摘かと思えます。そういうことになりますと利用者や地域住民の意向に配慮しながら住民サービスの低下に繋がることのないように施設の用途変更や統廃合を慎重に進めていく事については今までも取り組んできたところでございますし、その該当施設だというご指摘であれば、今後の検討対象の中には入れて検討する必要があるのかなと思っております。ひとまずそこまでとさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 統廃合の該当施設にあたるというのなら、検討しようというような答弁だったかなと思うのですが、風和の湯というのがありますよね。ふれあい交流館が水

上の湯原にありまして、風和の湯は上牧にあつて。両方とも年間3万人くらいのお客さんが来ています。入湯税もだいたい両方とも150万円前後、ほとんど似たような規模ですよ。風和の湯も地域振興に役立てようということで作ったと思うんですけど、その運営の仕方は、今町は一銭も入れてないですよ。その建物が建っている土地の地代もその上牧温泉組合ですか、その運営している人たちが収益の中から払っている訳です。そういう施設があるということを考えると、このふれあい交流館が完全に公的資金を入れる理由とか公平性から言って間違っているのかなと、特に目立ちます。一坪1万円の地代を払っていますけれど、それも大変高いということで、議会の中でも常に高いということ言われてきました。実際に坪800円くらいで町が借りている土地がいくらでもありますのでそれからいうと1万円というのは桁違いです。本当に湯原のあそこに日帰り温泉を作るために町が坪1万円で土地を借りてまでやる必要があるのか、非常に疑問だと思うんですけど町長もおかしいと思わないですか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただ今比較が出て参りました。ご指摘があつたのは風和の湯でありますけれど、ほかのも含めておおざっぱな数字を申し上げたいと思います。まんてん星については特別会計を設けておりますので議場でも何度も議論して頂きました。運営経費として年間22年度で2000万円の赤字が出ております。これに加えまして、この2000万円については、源泉取得料を1000万円ほどお湯の料金ということで計上しておりますのでその部分がどうかということになると、1000万円という評価もあろうかと思いません。湯テルメにつきましては、ただでとおっしゃってますけども水紀行館の収益をおおざっぱに言って500万円ほど入れて貰ってます。ふれあい交流館については今お話のありましたように880万円ということになりますけれども、施設と比較するとき他の施設は町が取得した土地に建っているということもありますので、880万円と言われた内の概ね900万円を比較の対象とするべきか、用地費が他の施設はかかっていないので、600万円ということで比較すべきかということはあるかと思いません。なお、風和の湯につきましては経常的に22年度で見ますと100万円ほどの収益欠損が出ておりますのでそれ以外の支援策と合わせまして200万円はいつてないと思いませんけど、年間100万円程度支援している形になろうかと思いません。三峰の湯につきましては350万円、400万円弱が町から支辨しているということになります。これらについて、いずれもお客さんの多かったとき等々については黒字決算していることもございますけれども、負担の形態がそれぞれに違うという要因も多々ある中でおおざっぱに比べてみますと、まんてん星が単に割り算をしますと一人入って頂くのに90円前後、そしてまた湯テルメ谷川については60円台70円程度、そして今割り戻してみますとふれあい交流館については、約300円になりますけど、土地代を同じような扱いにしたとすれば一人当たり200円ということになります。風和の湯については30円程度、三峰の湯については50円から60円の間と。一人入っていらっしゃる方に割り戻してみると地域の活性化のために必要な施設ということで、入浴者一人当たりどれだけの公的分野の金が出ているかというのは今

申し上げた通りです。その比較の中で今島崎議員の指摘のありました、入ってくる一人当たりということで見ると、ふれあい交流館が他のところに比べて高いではないかというご指摘はあろうかと思えます。ただし、繰り返しになりますけれども一人当たり100円弱かかって猿ヶ京の中心施設であるまんてん星を維持していくのかということと、多くの観光客が行き交う湯原の町の中にそういう施設があるべきだということと、それが同じ100円だ200円だということと比較できるのかどうなのということについては、いろんな見方があるかと思えます。以上数字を申し上げて、どうだということにつきまして、土地代の方につきましては、例えばたくみの里周辺で駐車場をいくらで借りているとか、猿ヶ京の駐車場がいくらだったとかあるいは町なかの町組でいくらだとか非常にその場所場所の地価の問題と利用の形態、あるいはその土地をお貸し頂いたときの契約関係等々で非常に多岐でございます。端的に湯原のあの地域で今おっしゃった単価がやや高いという気は私のみならずされるんだと思えますけどこれはいろんな経緯を踏まえての話ですし、地代というのは施設がある以上払わなければいけないという要因もございまして、なかなかその辺の地代の設定については難しいことだと思えます。以上です。

議 長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 今町長が数字を言いましたけれど、その通りで、ふれあい交流館利用者一人当たり290円、300円くらい公費を掛けている。他のところはだいたい100円行かないくらいですね。60円とか90円とかそういう意味では300円と50円60円の負担という他の施設は実は、入湯税50円払いますから50円貰って70円払うとすれば20円だけですから非常に負担の軽いところだと思います。それに対してふれあい交流館だけは50円貰っている中で290円払っている。利用者一人当たり240円町が持ち出しという非常に効率の悪い施設だなと特に数字で見ても分かります。町長は遊神館の事は言わなかったですが遊神館は町が委託管理を1000万円入れてまして、だいたい年間9万人が利用していますから、そうすると1000万円で9万人だから、だいたい100円くらいになると思います。このふれあい交流館は他よりも3倍から4倍くらい余計に公的資金を投入しているということで、やはりとくに改善しなければならない施設なのではないかなと。不思議なのは風和の湯で3万人で100万円赤字とあってますけども一時は黒字になって町に100万円寄附したこともあります。そういう中で同じ3万人が来てもこれだけ880万から金を喰っている施設というのは早急に解決しなければならない財政の欠陥というんですか、よくバケツの穴から水が漏れていて、いくら水入れても穴をふさがなきゃだめだよと。だから財政を良くするのであれば穴を塞がなくては財政良くなりませんよという話を良くしますが。大きなバケツの穴、ジャージャー毎年1000万円近く漏れているという事だと思います。これを来年度町長はどのように改善するつもりでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） これは先ほど申し上げた通りです。利用率の低下、設置目的の薄れた施設

ということであれば、これについては利用者や地域住民の意向に配慮する。これは非常に大切だと思っております。湯原の町である施設が効用が無いのだと、公的な施設ですから採算が合わなければやめるということにはなりません。今比較申し上げたようによそではこの程度で効果が上がっているではないかというご指摘は私も答弁いたしましたし、意識しております。先ほど申し上げたのと同じです。まんてん星さえあれば、あるいは遊神館さえあればふれあい交流館が要らないのかということと地域的にもあるいはそこに集まれる方も観光目的とふれあいが目的だと申し上げましたけれど、そこに集う人も別だと思えます。検討の課題としてはなろうかと思えますけれど来年度直ぐどうするのだということにはならないと思えます。なお、来年度どうするかということの具体的な問題としましては、指定管理料を設定して平成24年度からは指定管理者を設定するという中に入れておりますのでその中で現在、商工会を指定管理者としているというあたりについては公募の中なるべく合理的な提案をいただこうと、これについては今までの検討の中に入れております。なお、指定管理の選定委員会につきましては、議員さんの代表にも入って頂いて早急に設置して方向性を説明していきたいと思っておりますのでございます。

議長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 明確な改善案というのが町長の方から出てこなかったのですが、公的施設の比較でいうとこういう話なんですけど、民間の施設の比較になるともっと差があります。他の民間の日帰り温泉施設は入湯税を勿論当然50円納めます。更に建設費は自分でお金を借りて造ってます。建設費もその営業努力の中で収益の中から払う、更に施設を造っているわけですから固定資産税を年間何十万円も納めるわけです。そういう中で同じように日帰り温泉を運用して雇用を生み出して、地元の食材を買って地域の活性化に貢献しているんです。それに対してこのように、一人当たり290円300円税金を投入して同じような日帰り温泉施設を維持するのが、地域振興に役に立つのか。はっきり言って民間で一生懸命仕事をしている人からすると非常に馬鹿げた話なんです。最初の質問で民間の日帰り温泉施設に同じような援助ができますかという答えはどうなんですか、できるんですかできないんですか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 民間の施設については経済合理性の元に経済活動として投資されていると、投資の段階から経済的な収益については想定されているということです。先ほど申し上げたように公的施設、位置づけ申し上げました。全く違うものであるというふうには最初にお答えしたとおりでございます。質問の最後のその部分については今申し上げた通りでございます。

議長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 民間には同じようにはできないと、計算すれば当然同じようにこんなに各施設に800万円から町中に金を配ったら成り立たないというのは勿論分かりますから、

できなんですね。できないですが公的な施設と一言で言いますけれども同じ日帰り温泉施設なんです。民間の人からいえば、俺たちは一生懸命自分で頑張っているのに、何であそこだけがそんなに優遇しなくてはならないのかという理由が無いんですね。公共の利益というか資金を投入する理由が無いと思うんですけど。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 先ほどこれについては、公的施設としての位置づけ、どういう目的で設置されたか、どういう位置づけで設置したか、これについては、一番最初の答弁で申し上げた通りでございます。地域の活性化の一つで公的施設として設立する必要がある、運営する必要があるということで行ったものでございます。観光と繋がっているいろんな経済活動があるよということと、その湯原地区の共同浴場を復活するという話であるとか、温泉街を散策する観光客に入って頂いて地域を活性化しようという交流していこうという設置目的については公的設置目的でありそれについては設置の時も今も変わっていないと一番最初に答弁申し上げたとおりです。

議 長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11 番（島崎栄一君） 納税者の立場からいうと同じ日帰り温泉施設を運営していて自分は入湯税を納めている固定資産税も納めている。だけどその税金が回って商売敵であるふれあい交流館に880万円回っているというのは納得いかないでしょう。こういう事を町がやるのが民間の人たちのやる気を起こすかというやる気を起こす話ではないです。やはり皆平等に条件、一生懸命頑張った人は報われるんだというふうな形にしてこそ民間の活力が生まれる。一方は公的だという理由だけでほとんど館内施設にどんどんお金をつぎ込む、一方は民間だからといって税金を滞納すれば何%利息を取って税金をとる。ということでは納得はいかないです。ですからただ文面で設置目的が地域の活性化だから良いのだというのであれば、民間施設だって地域の活性化に役立っているのですから、それを合理的に説明するというのは無理なんです。それだけで公的資金の投入を正当化することはできません。他のものは、役場の建物だって民間じゃないし、それはみんなの住民票出したりいろんな固定資産税の計算したりそういう事務所は必要だと認めています。だから疑問を出す人はいないです。町道を造るときも皆が利用します。だからそれを公的な金をつかって疑問は生まれません。ですけども民間業者がいくらでもやっている日帰り温泉施設を公的資金でやるという理由は、はっきり言うと無いです。無駄遣いをもしているものであったら、それを省いて減税して貰いたい。払っている方からするとこんな理由でお金を出すのであったらその分カットしてその分減税してくれという話になります。そういう声に対して無視して良いんだ良いんだということでやってはいけないのではないかと。今世界でよくニュースに出てくるのはギリシャがありますよね。ギリシャは税収に対して支出が課題で借金で運営していたから今大変なことになっています。日本でいえば夕張市なんかもそうでした。いろんな観光施設を公的資金で運用していて全部赤字食らってスキー場も買ったホテルも買ったメロン館も造った石炭歴史村なんて、みんな目的は観光の地

域活性化です。そうやって造ったけれども全部借金ですから大破綻して今大変なことになっています。ギリシャや夕張のようにならないために、こまめに町はチェックして議会もチェックして無駄を省いてその破綻状態になる前に改善していくとか、駄目になったから大リストラだとなりますけど常に努力してきちんとしておけば後で大変なことになることは無いんですよ。一つ一つ細かく財政を運用することによって健全な財政になりますし、将来も安心して町政ができるようになるし町民も安心して暮らせるようになるわけです。だから明らかな無駄はやはり改善しなくちゃいけない。今町長は改善するという話を言わなくて当初の目的通りだからということですがこれを改善しないと他に示しが見つからないんじゃないかと思うんですけど。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 経済諸表については何度もあるいは町民の皆さんにも出していますように、このみなかみ町の6年間の運営の中で良くなったとは言いきれませんが良い方向に動いています。これは全体の中で住民サービスの低下をなるべく起こさないような形で財政運営をしてきているところがございますし、これについては合併特例期間という特例があるので早急に健全財政を更に進めなければいかんと、これ全体で運営していることについてはご存じのお通りです。先ほど最初にお答えしましたように公共施設について必要なものであっても統廃合ということについては欠かせないということで、この間統廃合計画を作っておりますしそれについては、一挙にはできませんけれど一步一步進んでいるところです。この間もご指摘がありましたように給食センターについては二つに集約して合理的な運営に努めているということもありますし、これは経済的視点で申し上げて良いかどうかは別ですけど、小学校等の改修と同時に統合をしたということも事実でございます。全く繰り返ししなくて申し訳ございませんが、施設の運営等において運営コストを考慮しながら行政サービスという観点を重視する中で一定の負担を利用者にして頂く、正にふれあい交流館でいえば入浴料だと思いますけれど、そういう形で運営しているところがございます。従いまして先ほどの話に戻ってしまいますけれども、日帰り温泉施設というものについて全て町が手を引くということはそれぞれの地域振興から考えて難しいと思っています。その中の相对比较の中でどういう議論をするのかということはあると思います。これについては今までもやって頂いた公共施設の統廃合の議論、この中で今ご指摘頂いたふれあい交流館はこの間入ってこなかったということですので、それを廃止しようという方向での検討は進んでおりません。従ってその運営の合理性を追求するという観点から指定管理者の適切な運営提言等いうのを待っているところですが、それについては18年の時には手は上がらなかったとさっきお答えしたとおりでございます。方向性として今までの課題から新たにこの課題を取り上げて議論すべきだというご指摘であるとすれば正にそれぞれの地域住民のご理解というのでも得ることが必要ですし、その時に日帰り入浴施設という枠の中で比較するのがあるいは特定の施設だけ議論するのか、議論の仕方は多々あると思います。本日の議論のご指摘の中で少なくとも島崎議員がふれあい交流館の存続については非常に疑問に思っているというご指摘をいただきましたので、ど

ういう話題で検討すべきなのか、その検討処方は何が適切なのか、それは今後考えていきますけれど当面、来年どうするんだということでございましたので24年度からは公共施設の指定管理の見直し、その中にあわせてこの施設についても施設の運営について公募を掛けるということでございます。その時にどの指定管理料を設定するのがいいのかというのは先ほど言った数字が参考にはなると思います。以上でございます。

議 長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 今町長の方からふれあい交流館のことについても検討するという返事だったと思います。検討して貰いたいと思います。よろしくお願ひします。その中で一つ言いたいと思うことがあるんですけども、公的な地域振興の施設、地域の人のためとなった場合にですね。猿ヶ京の人は、ふれあい交流館の廃止には賛成して、まんてん星の廃止には反対するかも知れないですし、入須川の人は遊神館の存続には賛成で、まんてん星の廃止に賛成するかも知れないし、各地域が自分の地域のものを残そうという意見になるのは当たり前なかなと思います。だから湯原の人がもし、ふれあい交流館を残して貰いたいと言ったとしてもそれも当たり前なのかと。そういう中でどこを残してどこを廃止すべきかという取捨選択をどうするかというときに、経済合理性でやるしかないんじゃないかと思います。ですから運営については全部自腹、自分たちの収益で運営してください。だから他の施設が収益の中から地代を払っているように、ふれあい交流館も収益の中から地代を払う、収益の中から電気代を払う、収益の中から温泉料も払う。条件を全部一つにする。民間の企業・会社・旅館・日帰り温泉と条件を同じにするためにも固定資産税相当の使用料を取るくらいの平等な条件にして運営して貰って、その中で経済合理性のない施設が赤字になっていきますからそのお客さんに選んで貰う、お客さんが払うお金で存続すべき旅館又は日帰り温泉施設を選びますから、それが顧客から選ばれた施設を残す。条件を同一にして経済合理性で取捨選択をして貰いたい。日本は資本主義国ですから、民間の会社は全部それでやっています。今までそれでずっとやってきました。そういう中で日本は経済発展してきて先進国になってきたわけです。自動車メーカー、電気会社いっぱいありますけれど、戦後まもなくはもっといっぱいありました。けれどもその経済合理性の中で赤字のところは倒産するなり統廃合するなり合併されるなりして減ってきて、経営能力のある経営資源のあるそういうものに集約されてきて経済発展してきたわけです。その、何というか厳しいんですけども、やはり経済合理性でやらなければいけない。そのことによって町も活性化すると思います。よく民間にできることは民間にということは小泉総理大臣の時代にありました。その結果経済状況が良くなったか悪くなったかというところ、あのときに就職氷河期が終わって、経済的に良かったのかなと思います。経済とは複雑ですから一概には言えませんけれども、民間にできることを公的資金を投入して、介入して赤字の施設を運営するのが良いというのはどうも違うと思いますのでぜひとも温泉施設、民間にできることですから民間と同一条件にして経済合理性の中で統廃合を進めていって頂ければと思うんですけど。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 答弁の一番最初で申し述べたつもりなんですけれども、経済合理性に基づいて町が運営しろということについて、当たっていない。端的に当たっていないと思います。町がやるべき事は公的関与が必要な分野について行っていくということでございます。公的施設についてはいずれもそういう位置づけだと、これについては町内にある180の公的施設、今指定管理に入れるもの地元に取り取って貰うもの廃止するもの改めて洗い直していますけれども、何れも公的施設については経済合理性に合致しないものを公共サービスが提供する必要があるということから設けられているのが公共施設です。町は経済活動に参画しているということはありません。町という地方自治体が経済活動を実施しなければいけないのだということは特殊な事例であるとは思いますが、少なくとも現在では無いと思っています。従いまして、それから先です。どういう形でどういう統廃合を計画しているかということにつきまして、公的施設である限り経済的に採算が合うことは無いと思っています。もし、経済的に採算が合うという状況で運営されているものがあるのであれば、それの方こそ先に町が手放すべきだと私はそう思っています。従って統廃合どういうふうを検討するのかということについて追加のご指摘がありました。私、繰り返していつも申し述べておりますように多くの意見を聞いて、先ほどは正にご指摘のあった地域の特性があって地域ごとに意見の多様化があるだろうとそれをどう整理してとりまとめるのかということについては、多くの意見を聞き多面的に検討して、そして議員さんを始めとして多くの方に参画頂き、その中で答えを出すしかないと思っております。今、2点申し上げました。町がやっていることについて経済効率を追求せよというのは、視点が違っているのではないかとこのことを明確に申し上げた中で、その中であっても施設の統廃合、先ほどから繰り返しになります。利用者の低下したものあるいは当初の設置の目的が利が薄れているもの、これらについては統廃合なり別途の運営の仕方というものも検討の対象になると思っておりますし、その検討については、地元の意向等を重視する中で議員さんの参画も得る中でやっていくということにしていきたいと思っております。

議長(久保秀雄君) 11番、島崎栄一君。

(11番島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 経済合理性ということを否定しますが、地方公共団体も国も経済合理性を抜きにしては成り立たないというのは、今ギリシャを見ても分かりますし、あれは日本だって今40兆円の税収で90兆円の予算組んでる国です。地方交付税が今みなかみ町は40億円来ていますけれども、その地方交付税を回す原資は、要は半分は借金で来ているということですね。これがこのままずっと百年も2百年のこのままこの通り行くのかという話ですよ。これは実際には無理だと思います。いつかハイパーインフレが来るか、または大幅な歳出カットをする合理化をするか、増税をするか何かしらの手当をしないと破綻する数字です。みなかみ町はそういう今の世の中の状況の中で、いざ嵐が来たときに大変なことにならないよう。今だってちゃんとした国はちゃんとしてるんですよ。今からちゃんとしておけば後になって大変なことにならない、だから経済合理性でぜひやって貰いたい。市町村合併だって経済合理性ですよ。3町村の運営をするときに400人の職

員でやるよりは合併して、2百何十人にした方がコストがかからない。議員の数も減らせる、町長の数も減らせる。いろんだぶりを省いて少ない資源で公共サービスができるようにしようという経済合理性ですよ。経済合理性を否定して、地方自治体だから経済合理性は無視して良いんだという話であれば夕張になっちゃうんですよ。ですからぜひ、条件を同一して貰いたい、それで競争しても貰いたい、その中でいろんな運営者の創意の工夫で生き残るところは生き残る、その中でどうにもならない施設は基本的にはこれはということでも無くしていくそういう中でちゃんとした経営黒字をできるところ。お客さんに喜ばれるところが残りますから、そういうような事を競争又は市場のルールを利用しながら町の運営をぜひして貰いたい。公的だといういろんな市場だ経済合理性だで全然成り立たないことも福祉のこととかいろいろな事が地方自治体にはあります。そういうのは、それは皆が認める理由があるから経済合理性抜きにしているんですね。だけでも日帰り温泉をそうじゃないんだという理由はないですから、ぜひこれは条件を同一にしてください。お願いします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 国全体の借金の話もありました。いずれにしても経済合理性、つまり経済採算性の合うものだけを公的機関がやるということはとんでもないと言ってきたわけです。その上の中に効率化を求めると、これについては先ほどから申し上げておりました。また、町の財政のお話もありました。国の90兆円を40兆円でどうするかという議論は別にいたしまして、今後地方交付税等減るのは想定される場所です。尚かつ一番明確に分かっているのは合併特例期間中が平成27年までですからそれを過ぎると交付税の算定の仕方が変わって参ります。財政的には更に厳しくなるということでご存じの通り、平成27年度には何とか100億規模の財政運営に持っていきたいと、これについては皆さんよくご存じの通りです。それについて持っていくということは間違いございませんが、経済的に採算が合うもの合理性があるものだけを町がやれば良いということだけは違うということ再度申し上げさせて頂くと同時に市場ルールによって回っていくものについては、もともと公的施設として運営する必要もないと、これも何度も申し上げて来たとおります。そして、検討するとすれば同一の条件で検討してくださいと今、提言がありました。例えばと言うと他の施設もそうですが、廃止をするという決定をするときに土地を借りているのを返すのであれば、その撤去にいくらかかるのか、その辺の判断についても更にやっていかなければいけないと思っています。これについては既に取り壊して用地を返したので用地代がかからなくなったけれども、取り壊す金として相当かかったという事例もいくつか出ているのがご承知の通りでございます。尚かつそのルールを一定にして検討するというあたりのルールの決め方についても議員の方にご参画頂く中で議論を詰めていった方が良いのではないかと考えているところです。これは、議会全体に今度ご相談しその後対象としてどういう施設を対象として検討するのかそれを含めて少し時間かかるかと思っておりますけれども議会と一緒にやっていきたいと思っています。

議長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 町長は経済合理性のあるものだけ町がやれば良いんだというのはちがうと言ったんですけどそうではないんですね。経済合理性のある民間にできるものはもうやらない。民間にやって貰うということです。町がやるべき事は経済的な合理性は無いのだけれども公的な理由として公共の利益としてこれは町がやらなくてはならないなという事業をするべきであって、民間でできるものに手を出さないということです。だから日帰り温泉は民間でできるものなのですからやればいいし、地域が湯原の人が活性化したいと言ったら湯原の人たちが一生懸命自分たちで日帰り温泉を運営すれば良いということです。ですから経済合理性があるものだけやれば良いのではなくて、経済合理性があるものは民間にわたしてしまっただけで経済合理性を抜きにしても公的にやらなければならない事業だけを町がやるようにして、無駄を省いてぜひ財政を良くして本当の住民サービスの方に涉るようにまた減税ができるようにぜひして貰いたい。町長の返答としますと全くふれあい交流館について検討しないということではなくて、いろんな指定管理料の問題も含めていろいろこれから検討しようという返事ですから、ぜひ検討してより良いみなかみ町になるようにして貰いたいと思います。ここで一般質問を終わりにしたいと思います。

---

議長 (久保秀雄君) これにて11番、島崎栄一君の質問を終わります。

---

**通告順序3 10番 原澤良輝**

1. 放射線の除染や賠償の手助けすることについて
2. 子ども手当見直し、高校授業料無料化見直しの影響と対策について
3. 中途挫折した大規模開発計画（ホロンタウン）の後始末はどうするか
4. 地域提案型事業と町の事業で町民が迷惑を受けた場合の対応について

議長 (久保秀雄君) 次に、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。  
10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 10番、原澤良輝。通告に従って一般質問を行います。私の一般質問は4つあります。順次質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。一つとして、放射線の除染や賠償の手助けを町がすることについてであります。3月11日から9ヶ月、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。町は福島の第一原発から200km、東電の柏崎原発から70kmであります。福島県では70km離れた農家の稲わらが汚染し、牛乳にまで影響が出ておりますし、また米の汚染も出ております。環境省はこの間、除染の対象として時間当たり0.23μSv、文科省はかたや時間当たり1μSvと除染などに二重の基準があるような状態になっておりますがこれはおかしいのではないかと思います。まして、放射線に敏感な子どもの基準が「約4倍」と甘いのは許せないというのが国民の

感情ではないでしょうか。町は放射線物質汚染対策特別措置法に基づく除染をすとお聞きましたけれどもこの除染の方法について伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今ご質問に入る前段ですけれども、これについてはこの間いろいろお話しさせて頂いてきております。あえて申し上げさせて頂きますと放射線の影響については一時的影響、これについては1 Svだあるいは2、3だと昔、2から3 Svが一時的影響だと言っていたのが甘いと、いろいろな研究の結果ですね1 Svという話が出ているようでございますし、250 mSvを一時に浴びると白血球の減少等が見られる。これは正に短期間のやつでしきい値を超えるといろんな影響が出るという言われ方がされているようです。この前の時も原澤議員から低放射線量の影響というのは別だというご指摘もいただきました。正に低放射線量のものにつきましては今言ったような確定的影響は無いにもかかわらず、確率的影響がどうしてもあるだろうと、これは長期に渡ってあるんだということで、これについてはこの間、年間100 mSvということが、世の中これは皆さんがよく言われる原発村の人のみならず反原発の人もあるいは、反原子爆弾の方も100 mSvということを書いてきたはずで、これが子どもに対する影響等ともあるし、平常時においては年間に1 mSv、こういうのが担保されているところがあるので、子供たちの影響を考えるとというようなことになっています。改めて確認いたしましたけれども、やはり学者の言い方も年間100 mSvを超えた場合についてガンが発生するという確率が1.005倍になるという言い方は変わっていないようです。つい先日の新聞報道では人間というのは3割がガンで死ぬので、5歳の子どもが今の数字だと30%の子が何れガンで死ぬ。その部分が30.01%になるだけだという言い方をしています。しかもその数値は年間100 mSvという数字です。従って子どもたちへの影響あるいは住民の責任のない原発事故というものによって汚染されているということで年間1 mSvというものを設定してその計算上の取り扱いとして文部科学省は、校庭等のいわゆる除染、これをやる時に年間1 mSvを学校での活動時間等を配慮してそれを1  $\mu$  Svとして見たわけです。一方、環境省の方についてはこれはまたもう少し述べさせて頂きますけれども、1年間が8760時間であるというあたりと、学校ではなくて一日を通じている場所という根拠で計算するので0.23  $\mu$  Sv/hという計算が出てきたということで、対象物が違うだけでこの基準については年間1 mSvということで変わらないのだと思います。これはあたかも国が勝手なことを言ってるバラバラのことを言っているということで更に不安を煽るようなことはいかがかとさらに思っておりますし。もし4倍差があったとしても実際に確率的影響が見られるというものの100分の1のレベルで議論されているということでございます。除染の方法についてということでご質問でございます。そこに入らせて頂きますけれども、これにつきましては今の答弁と続きますけれども、福島で汚染された地域に戻って頂くために除染というものを国の責任でやらなければいけない。これについては年間5 mSv以上の事が想定される地域については国が除染計画ができた場合については国の経費を考慮しますということで環境省がこの原発対策、除染の対象省庁になりましたので行ったと、その時に周辺地域の

年間5 mSv以下の地域からその地域が除染計画を作った際に国の経費が出るという対象にならないのはおかしいというご指摘があったので、被災地に配慮して緩い形でもっと低レベルのところにあっても国の経費を支弁することはありうるべしということを行ったところ。これが年間1 mSvのエリアも除染対象にするということであり、そのことが環境省としては毎時0.23  $\mu$ Svだと言ったところでございます。言ってみればこの例えが正しいかどうか分かりませんが、このくらいの交通量のあるところはこのくらいの幅員の道路を造った場合に国が補助を出すかも知れませんが、あたかもそれだけの交通量のあるところは全てこういう道路を造らなくてはならない。例えば国交省の補助要項であれば絶対そういう誤解はないと思いますけど、この環境省のものについてはそういう誤解があったというふうに私は思っております。従って0.23  $\mu$ Svを危険な水準と思っております。更にそのことに申し上げますと、これについては時系列的に何度もご説明しておりますけれども、空中からの放射線測定によって県内24市町村がある一定レベルより高いという色づけがなされました。それについて県の方が独自にアクセスできる、つまり容易に近づくことができる場所については測り直すということで測ったときに今申し上げた0.23  $\mu$ Svを超過したのがみなかみ町の何点かがあったということです。それを受けて町の方では、それ以前から行政区毎に70数カ所について測定結果を既に公表しておりましたのでその中に6点ほどその基準を超えたところがあります。従ってそれを再確認する。あるいはエリアを更に明らかにするという事で163カ所について測定し、毎時0.23  $\mu$ Svという点では何箇所がございました。従って国の放射性物質汚染対処特別措置法これが8月30日に公布され、目的は環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減するという事でございますので、この特別措置法に基づく、指定前の重点調査地域の対象として頂くように意志を表示したところでございます。この重点調査地区になりますと、これについて当初は国・県と一緒に調査するという事でしたが現在は町で調査しろということになって来たようでございます。従いまして毎時0.23  $\mu$ Sv、これは計測については評価の仕方として地上から1メートルというのが客観的数値ですからそれで除染の必要な区域を決定していきたいと思っております。これについては既にこうしていますようにポイントとしては5・6カ所あります。そのポイントでどの範囲を除染対処するのかエリアを定めていくというのがまず最初でございます。それに基づいて除染計画を策定し除染の区域、方法、実施主体、期間、あるいは汚染物の収集・運搬方法を定めることになりまして、それを定めた後に環境省と協議をしてそれから除染をするという段取りになります。今考えております、あるいはいろんな事で決定されているのは、0.23  $\mu$ Svを超過したエリアというものをさらにきちっと計測し位置を特定していくというのがまず最初です。それをこれからやるということにしております。今のところこの放射線汚染対処特別措置法に基づいて町のやろうとしていることは当面そこまででございます。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 0.23  $\mu$ Svが正しいか、1 mSvが正しいかですけれども、この間も食品

の問題で40ベクレルというのが公表されて、それをまた再度訂正するということもありましたが。私たちも一応そういったことをニュースに聞きながらいろいろ心配をしているところです。一応、 $0.23 \mu\text{Sv}$ のところを町が測定して調査地域にするということなのでそれはしっかりやっていただきたいと考えます。町が163カ所の放射線測定をして広報で回覧をしましたが、その結果は認識をされていると思います。同じ場所でも民家の雨樋の下とか軒下というのは極端に10倍だとか5倍だとかの値が出ます。それを私たちも調査をさせてもらってますが、実際にどうするのかという非常に難しい問題です。ここはこれだけありますからという形で教えたり教わったりしているのですがやはり一般の住民とか町民というのは専門家でもないし、ここがこれだけ値が出たといわれてもどうやって除染したらいいのかというのが分からないわけです。町は、ある意味で専門家なので、「雨樋の下はこれだけ出ますよ。気になるようでしたら埋めて下さい」みたいな言い方だけだと足りないと思います。ですから実際に具体的に地域の住民を集めて頂いて、このところはこういうふうにやりました。従ってその結果こういうふうになりましたというのは、機械が無いとわからないのでそういうところまでやって貰いたい。それと測定器を2台新しく購入しましたので、今まで測っていたのが2台余っていると思います。町民から希望があれば貸し出すようなこともして貰いたいのです。その点はどうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 163カ所、40ベクレルが文科省が何を言ったのかどうでもいいですけど、40ベクレル測れる機能を持った測定器を買ったときには補助対象にするというだけのこと、いきなり40ベクレルという数字が一人歩きをしたと私も理解をしております。原澤議員も全く同じ理解だと思っています。そして今、町の広報でやっておりますのは確かに特に今の放射線量はセシウムですから、セシウムについては水に溶けないですけど、水に流れますからどうしても流れたところにそれが落ち葉だとか泥の中に残るということでその部分については放射線量が高くなっています。これについては、空中1メートルで測った時にどのくらい上がっているかということはありませんけれども、いずれにしても周辺より濃いということで気になる方もいらっしゃる。それはその通りです、これについてちょっと踏み込ませいただきますと、それを町で何か処理をしたときにそれを持っていく場所が非常に難しいということがありますので自分たちでやって頂ければとの間言ってきているところです。今ご質問としてご指摘のありました測定器の問題です。町に2台測定器があります。先般認めて頂いたように補正予算で2台を買うことにしています。まだこの測定器自体の注文が多く町の手に入っていないんですけども、先ほど申し上げた汚染計画を作るための地区の絞り込みの測定、これについてはそれを待っていただけませんので県の測定器を他の町村と時間を融通しながらなるべく早期に測り始めたいと思っています。そんなことで今町にあるやつを貸し出すこともできる状況にはなっています。それについてこういう測り方をしてくださいとかあるいは処理をすればこういう処理をしてください、そういうものを含めて貸し出すという段取りに入っていきたいと思っています。これについては今すぐ貸すような準備にはいっておりませんが、準備がいつい

ないというのは貸そうと思えば貸せるんですけど、お貸しして測っただけで次の手だては  
どうなのだというあたりのことをもう少し整理して、それも併せてご連絡するというよう  
な形ができてから貸し出したいと思っていますところです。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) セシウムが土壌に漂着していてもだいたい5センチメートルの間に95%  
漂着している事になっているし、雨水が落ちる地域というのは非常に限定されています。  
ですからそのところは、今のところは穴を掘って地下50センチメートルに埋めておけ  
ば、当面は大丈夫だとしているので、その点は当面した方が良いので除染して貰いたいと  
思います。

もう一つですが、シイタケも出荷自粛をしろという話がニュースでも出ております。実際  
に農産物だとか食品だとかというのは大丈夫なのか心配もあるので、その検査器というの  
は高額なので個人では手が出ないということがありますから、町で購入して希望者には測  
定をする対策を新しくお願いできればと考えています。茨城県の河内町ですが、やはり購  
入し町民は無料で測定をする。それから町外の人も希望すれば料金をとって測定をしてや  
るという対応を始めたところもあるし、長野県もそういう検査をしているところも出てき  
ました。昨日もミルクから若干の放射性物質が出たということもありますので、その点を  
考えて貰いたいと思いますがどうでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 農産物については、この間も新しい産品が出るたびにそのタイミングを合わ  
せて計測してきたということです。その中で特にみなかみ町において問題の農産物が出た  
ということであればさらにその調査の制度を独自に上げていく必要があるかと思いま  
すけど、今までそういうことも生じておりませんので、個別にまだみなかみ町で特に計測を  
いつでもできるような体制を作っているんなものを計測しなければいけないという状況で  
はないと思っています。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 実際にシイタケは新聞でそう言われちゃってますし、それからミルクなんか  
も出ています。これは教育委員会の方かも知れないですけど、県は学校給食センターの  
米とかは給食センターで検査をするということになっていますけれど、それ以外の食品に  
ついては検査する予定はありますか。

議 長 (久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長 (高橋正次君) 農政課です。先ほど原澤議員からシイタケの関係が出ましたので、今現在、  
分かっていることからご報告を申し上げさせていただきます。農産物につきましては、3月4  
月よりハウレンソウ、カキナから始まって農業事務所を通じて検査をしております。ただ  
シイタケについては林産物ということでございますので、これにつきましては県の環境森

林事務所の方で担当をしているという状況で、昨日の新聞でみなかみ町の乾燥シイタケについて出ました。ただそれは今のところ町を經由してそのシイタケを産物として出したという経緯でなくて、あくまで県の環境森林事務所の方でピックアップをして調べております。シイタケ・キノコについては、今後もそういう形をとりたいというような県の意向でございます。乾燥シイタケについては、重さは生の10分の1になるという状況でございますので、水に入れて10倍に戻した時には基準以下に落ちるといったような状況です。それを今後どうするかということについては、まだ結論は出ていないといったような状況でございます。ただ、みなかみ町についても出ておりますので自粛をお願いしているというような県の報告でございました。シイタケについては以上です。

議 長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教 育 長（牧野堯彦君） 給食会並びに県の教育委員会が支援をして全県の市町村の教育委員会に宛てて給食の献立ができたところで検査をしたいということで申し入れがございました。それで希望のところは手を挙げてくれということでございましたけれども、学期に1回ということで、今年度は2回ということで多分12月6日が1回目、1月の16日が2回目だと思います。そういう予定でこの利根沼田地域は組まれていたようです。当初、どうなのだろうかなど、出来上がった品物に対して検査をすると。私ども今の農政課長ではございませんけれども、食品についてはきちんと材料の時点で検査を受けたものが入ってきておりますので、信頼をしてそれを食材にしているということの中で出来上がったものを時々見るということはどうなんだろうかと躊躇もございましたけれども、最終的に受けてみようということに変えて対応しております。そういう状況でございますけれども、よろしいでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10 番（原澤良輝君） 教育長通告して無くて済みませんでした。そういうことなので食品についてはぜひ注意をお願いしたいと思います。時間がないので問題を変えますけれども、農業者に対する東電の賠償については、中央会なり農協組織が強いのでしっかりバックアップしてくれているので約半分くらいは賠償が支払われたようです。ただ観光協会ということになりますと、みなかみも被害を受けていると思いますけれども、やはり全国の観光協会も、元気のないところもあるし、それから組織もあまり大きくないのでバックアップが農協みたいにできないということなので、みなかみ町の観光業者も損害を受けていながらどう方法でやっていいか迷っていて進まないのではないかと考えています。そういうことに対して町がどういう対応をしていくか、県や協会などと協力して応援したら良いのではないかと思います。このあたりのところを教えてください。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 福島第一原発の事故にかかわります農業被害の賠償請求について今議員からご指摘のようにJAが非常に早くから力をいれていたというのが事実でございます。そう

それがどうなのかということについてのコメントは保留させて貰いますけど、いずれにしても一生懸命取り組まれたということは事実でございます。それで、町内の観光関連業者の東京電力に対する賠償請求についての取り組みですが、これについて申し上げますと、当初の基準でいうと群馬県の観光業者、特にみなかみ町もそうですけれども、DESTINEーションキャンペーン等の努力が全部消えてしまうということで県として申しれをやりまして、請求の基準のあり方について変わりました。それについて一言で言うとある意味請求しやすくなった訳ですが、これらについてまず初回として9月28日、利根沼田県民局で開催されました東京電力の損害賠償の考え方についての説明会に町内の観光関連業者、特にみなかみ町の観光協会をはじめとした多くの業者の方が参加しております。そしてまた、具体的な請求の手続きについては10月に入りまして、みなかみ町観光協会が東京電力福島原子力補償相談室、分かりやすくいうとその群馬補償センターですけれども、ここに要求して、水上、月夜野、新治の地区ごとに2回ずつ賠償請求手続きについての説明会を開催しました。これについては、その説明においてまず一つ損害賠償の請求の仕方が分からない際にはコールセンターに電話で照会してくれれば詳細の説明は行くと、そしてまた更に説明が求められた場合には問い合わせされた方を直接訪問して説明を行うということが強調されております。さて、そういう説明会が述べ6回町内であった後でどうであったのかということですが、群馬補償センター単位でいきますと350件ほどの損害賠償請求書が既に到着しているということですが、町内の観光関連業者も逐次請求を出しているようだけれども、書き方が分からないとか手伝ってくれという話について、みなかみ町観光協会へは今のところ指導のお願いが無いということです。その一方でみなかみ町商工会に2、3件の問い合わせがあったということは聞いています。商工会の2、3件どう対応したかの詳細は聞いておりませんが、観光協会も商工会も関係した人から問い合わせがあった時には具体的に書き方について指導ができるというところまではちゃんとできるようになっています。ということなので、先ほど指摘がありましたけれど、JAというのは農業者の団体です。従って観光業者は観光協会だとか旅館組合がやって頂くのが適切かなと思っておりますけれど、JAは中央が動いたとおっしゃっていただいておりますし、逆に言うとそれぞれの自治体単位の観光協会なり商工会が対応しなくてはならないというのが今の実態のようですので、これについて観光協会あるいは商工会がもし困ったと、町に何とか手伝ってくれという声があれば積極的に支援しますけれど、今のところ町内の観光業者も書類を作って出しているようだし、指導するについては観光協会ですら十分できますよということですので、町が今何かやらなければいけないとは思っていないところです。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 10月18日に国会議員と国政問題についての省庁交渉をさせていただきました。私はいけなかったのですが、観光関係のその賠償の問題については、やはり全国的に遅れているのだということで、ぜひ地元から請求すれば東電の方も対応するということがあ

りましたので、ぜひ町とか観光協会などは促進をして頂きたいと思います。時間がありませんので次の問題に移らせて貰います。子ども手当の見直しですけど、09年の政権交代後、選挙で約束したマニフェストの見直しが続いております。民主党は自民・公明との3党合意で子ども手当を廃止して、高校授業料無償化の見直しをすることを決めております。所得税や住民税の年少扶養控除が廃止されたままで子ども手当が廃止されると大きな負担増になるのではないかと思います。10月から変わるということで最初は2月に減額した支給がされるのではないかと考えています。その影響に対してどの程度なのか、またその対策をどうするのかお聞きしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 今までの子ども手当のあり方は時間もありませんのでルールご説明しません。今回の見直しについても、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」これは平成23年の10月1日に制定されて、平成23年10月分から平成24年3月分まで支給されるということで、これは数字変わると分かりますが支給額は減っております。この新しい特別措置法に伴いまして、改めて支給要件が変わりましたので支給対象についての確認が必要だということで、町がやっておりますのは、対象者1,230名の保護者に対して申請書類を郵送し手続きを促して来たところです。現在、未だ約200人弱の方からの提出がないということですので、これについては再度連絡する等の支援とって良いのでしょうか書類を出して貰わなければいけないということです。額がどう減ったかということはお質問では無いと思いますので飛ばさせて貰いますけれども、財源の問題について児童手当の負担割合としたいというような議論があつて国・県・市町村が3分の1ずつの負担ということになりますので、試算してみますと現在の負担割合で町の負担が総額で3726万5000円ということですけども、厚労省案が採用されるとなると、6700万円強ということで1.8倍になってしまうということで町財政には影響があるのかと考えています。もし、議員のご質問が見直しで直接的な支援額が減ったときにどうするのかということであるとすれば、ご存じの通り各種の子育て支援いろんな制度をやっておりますのでその充実は更に必要という判断になればその時に改めて議会にご相談する中で子育て支援施策の充実を考えていきたいと考えています。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10 番（原澤良輝君） 子ども手当が導入された時、みなかみ町の鈴木さんという町民の方が投書で、子ども手当よりも、国・自治体による幼児教育の無料化をする必要性を強調していただきました。幼稚園・保育園の無料化というのはこの前の町長の回答ですと、2600万円ということだったものですからこの際、無料化を検討できないかということと、あと高校授業料の無料化も見直しをすることになっているのでその対策はいかがでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 幼稚園の無料化については、今年度の当初に無料化を含めて検討したところ

やはり運営上、軽減はして欲しいけれども、保護者負担があった方が幼稚園・保育園の運営上やりやすいというご意見もあったので今の支援で留めたところです。また新年度あるいはその次に検討する中で更にの軽減ということも検討対象になろうかと思っています。それから高校授業料の無料化です。これについては数字はご存じかと思いますが、平成21年度から群馬県内の公立高校では、生徒一人当たり年平均11万8800円これを国と地方自治体が負担するという形です。私立高校については11万8800円から23万7600円の間で「就学支援金」として国が学校側に直接支給してそのことにより授業料の軽減が行われるということで、実質無料化といわれているわけです。その後どうなんだということにつきましては、平成23年8月9日に民主、自民、公明の3党が、「2012年度以降の制度のあり方について、政策効果を検証し、必要な見直しを検討する。」という合意内容ですので、見直しの内容が分かりません。従って、見直しによってどのような影響がでるのかということについてはお答えするほど内容がございません。いずれにしても3党合意の見直しというのが支払額の減少という方向に行くことについては危惧しているところです。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 幼児教育の無料化というのはこれから課題になってくると思うのでぜひ検討をお願いしたいと思います。高校なり大学の授業料の無償化というのは世界では、国連の国際人権規約の中で段階的に無償化をして欲しいということですが、日本を含む3カ国だけがこの条項を留保しています。世界は大学の授業料も無償化の方に行くのが世界の流れだと意識して貰いたいと思います。

次に中途挫折した大規模開発計画、ホロンタウンですがこれの後始末をどうするかということなんです。1987年(昭和62)に成立した総合保養地域整備法に基づいて、全国では41の道府県で42地域基本計画が策定をされたのですが、計画された約9000のリゾート施設の内、約25%が供用されただけで、バブルとなって消えてしまいました。町にもバブルがはじける前のリゾート計画の頃に認可された大規模の開発計画がありましたが、実際に全体計画が挫折しているのですけれども、用地の切り売りということで、別々の会社が現在、予定地というか跡地に個々で事業を進めているということがあります。業者は「開発計画については、前の会社が群馬県から許可を受けているのだと、それで私の会社から再度県へ申請する必要はない」とこういう主張をしているとのこと。当初計画が認可されたということは、地元が要望した、いくつかの開発についての条件についてそれを受入れたこととセットではないかと思います。大規模開発計画はすでに前の会社が県から許可済みです。したがって開発に当たって新たな許可の必要はない。しかし、前の会社が許可を受けた開発計画の一部である地元との協定は関係ない。という言い分は、業者は自分の都合のよいところをつまみ食いしているのではないかと考えられます。これでは地元は困るので、新たな事業については、町もきちんとした行政指導を行うとともに、現在の町長ではないのですけれども、前の町長が立会人の形で協定はできていると思うので、地元が困らないような対応をして頂きたいというのが私の質問です。地元との問題について

てはいろいろ権利の関係もあるのであまり細かいことは話はできなのですけれども、県の大規模計画についてのそのものと、それから現在ある計画というのが全然無関係だということかたちでの対応では困ります。そういうときにはやはり地元のために、町は行政指導して欲しいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 一言で言うとご指摘通りだと思っています。少ししゃべらせて頂くと。リゾート法に基づいて自然条件の良いところで、国民が余暇等を利用しつつ云々ということで、法律に基づいて地域開発計画があったわけです。上毛高原ホロンタウン計画は、昭和63年にリゾート法の指定を受けて、当時の計画、集客施設としてゴルフ場、ホテル、リゾートマンション等の中心施設と別荘分譲地の造成が計画されそれが承認されているということです。その後の状況はご存じの通りで、計画規模が縮小されて計画が承認された対象地域については、分割されて幾つかの第三者企業へ譲渡されて現在に至っておると、ご指摘通りです。まず一つの例としまして、当該地を取得した企業が今年の5月にキャンプ場を整備したいとの申し出が町にありました。その時に町では開発指導要綱に基づく手続きをするように指導したと、こういう答えになってしまいます。これはなぜかと言いますと、その開発実施者がリゾート法に基づいて事業を継承していると、県と協議した結果、県の見解としてはリゾート法の中の先ほど申し上げた集客施設でホテル・マンション等の宿泊施設が入っているということを持って、キャンプ場も同等施設だというのが県の解釈であるということで、内容的に引き継いでいるということで改めての開発許可が要らないというのが県の見解だという説明でした。従いまして町としては、町の開発指導要綱で協議を行わざるを得なくなったというのが実態でございます。その時に今ご指摘のありましたようないくつかの地元の約束がありますから、開発計画の承認を取ったものを継承したというのであれば、地元との約束についても継承してくれということについて、町としてというのは正確でないと思います、町長室で私の口から申し上げました。町長という権能は今いったように無いわけですから、申し上げました。それについて「地元には説明するようにします。ただし投資規模が極めて小さくなったので、当初通りの地元約束は履行できない可能性があります。」と言っていきましたので、「いずれにしても地元の納得は取ってください。」というのは、町長室で私の口から申し上げました。そのことについて地元説明はなされたようではございますけれども、内容的には通り一遍であったというふうに聞いております。大変申し訳ないんですがそれ以上の強力な指導をするという手段は無いというのが現況で、今議員が何とかしなければいけないとおっしゃってる認識も持っておりますけれど、手だては無いというのが今の現実だということでございます。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10 番（原澤良輝君） 地元の説明はされたと聞きました。地元もそういうことで今の会社が良いところ取りをしては困りますよという話です。町の方も水道を供給するとかいろいろ便宜を図っているところもあるし、道路を町道に組み替えたりしているところもあると思います。

まだ閉鎖されたままの道路もありますしそういうようなところで、やはり一応違法な行為なり、町民というか地元の人が困らないような指導をして頂きたいということでよろしくお願ひしたいと思います。水道なんですけれども今、ホロントウンというか後に来た会社なんですけれども、そこには水道の供給はどういう契約ですか。

議 長 (久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長 (杉木清一君) お答えいたします。上毛高原ホロントウンという名義でうちの方は使用料を取ってメーター器をつけて石倉の地区にとりつけて、そこから配水をしているという状況であります。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 多分、ホロントウンには利根川の直ぐ近くの、第1浄水場の上がホロントウンの会社の水道になっていると思うんですけど、その会社が水道で商売する事というのと、石倉の浄水場の上であって、配水がくるところが非常に大変だという感じがしています。その辺の所を地元で迷惑がないように運営して頂きたいと思います。

次に、地域提案型の事業と町の事業で町民が迷惑を受けた場合の対応ということなんですけども、11月1日に区長との懇談会があってその中で区長さんからも事業要望の提出書類が難しいとの声がありました。県も地域提案型の事業ということで「はばたけ群馬・県民公募型公共事業」として、昨年立ち上げています。昨年は吾妻県民局で49カ所、中部県民局で39カ所が採択されて、現在、優先順位につけて実施中です。今年も西部県民局が高崎の市内の道路について公募したところ、95件の応募があって、現在1次審査を済んで34カ所の2次審査を行っているところです。利根沼田県民局でも昭和村を対象にして公募をしておるんです。町も多分、区長会の理事会で出たと思うんですけど町長が地元の提案を重視したよという意向を説明したと伺っていますが、具体的にどうするのか、お聞きしたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 区長さんの方から町の事業要望の提出書類が難しいという点については、区長さんから出して貰う書式はこれですよというのは年度当初にご説明していますし、そのことにはご理解頂いていると思いますし、道路や水路の改修は地域整備課が、農業用道路や水路の資材の要望については、農政課が受けておりますし、書式は修繕の場所とか要望内容を簡単に書くということでそんなに難しいものではないと思っています。それ以外の任意の形式で出して頂いても対応できる場所は対応させて貰っているということなので、書類が難しいということは無いだろうと思っています。それから県がやった地域提案型事業ということなんですけれども、県の方が平成22年度から「県民公募型公共事業」という名前でやってらっしゃいますけれども、県が管理する道路について、日頃から改善が必要というふうに県民の声が聞こえるところをさっき審査やっているとおっしゃいました。第三者委員会において優先順位をつけて、その工事を施工するというものですから、内容的

なは、ガードレールだとか転落防止柵だとか側溝蓋の取り替えなど、地元の声を聞いてやった方が良さだろうという小規模なものだと聞いています。これを町に置き換えてものと考えますと、さっき前段でご説明した小規模な工事ですから、地元が施工する小規模な道路・用水路の修繕に対して、原材料支給等をやっておりますので町の単位で県が新たに取組んだということについては、既に着手している所だというふうに思っています。そしてもう一つ、切り口は変わりますが、まちづくり協議会でいろんな活動をやっています。これはソフト的なやつもありますし、ハード的なものに対する皆で出て整備やっているとかということはありませんので、まちづくり協議会でやっています事業というのは正に地域提案事業だというふうに思っております。従ってこれからどうするかと、项目的には地元の地域からの要望事項あるいは議員の皆さんが大変熱心に地元の声をつないで頂いていますので今まで通りやっていけば良いのかなと思っておりますし、つい先般ご指摘頂いて材料支給の事業費年度途中で増やさせて頂きました。今後とも同じような対応をしていくことが必要であり且つ適切なのかなと思っておりますのでございます。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

11番（原澤良輝君） そうなんです、非常に簡単だから出せるのだなというふうに思っていたんです。私もそういうふうな事務経験があるので、あまり気にしていなかったのですが、やはり区長さんというのは行政の専門家だとか事務の担当をしていない人とかが結構多いので、書類を見るだけで簡単じゃないと考える方が結構多いので、そういうところというのはもう少し素人というと怒られますが、簡単にできるような形で対応して頂きたいなと思っております。

最後なんですけど、町の工事で町民が迷惑がかかっているというので私も気がつかないんですけども、実際に用水の所に鉄パイプがあって、なんでこれがやってあるのかなんて全然気が付かなくて、どうしたんですかと何年前に聞いたんです。町の用水工事で作ったコンクリート壁が傾き、そう言う理由で町が来て鉄パイプを入れたというお話でした。その時にこれはおかしいのではないですかというお話を町長にも少しお話したと思います。実際に家の中のをみましたら、やっぱり家がかしがっているって言うんですね。そういうところで町民の人にすれば本来は苦情を言えば済んだという話かも知れないのですが、ずっとそのまま言えないで来たみたいですから、そういうところも町の事業ということで見ていただいて実際に対応して頂ければと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 今、具体的な案件なのでどこまで答弁申し上げるかということありますけれども、現地については昭和60年頃、月夜野町役場で町道小川島、南区線道路改良の際に、水路も一体として改修した場所だということで、相当古い話ですけれども、当時の話を地元等でお聞きするところ、町道拡幅の時に幅員を確保するために既設の石積み水路を三面コンクリート水路へ開設したとその時に住宅側の石積みを一時的撤去してコンクリート壁を打ったということですから、住宅への影響を最小限に抑える工法を取ったというふうに思

っています。今ご指摘がありましたように10年ほど前に、宅地側の水路壁が傾いて、住宅に影響しているのではないかというご連絡があったので、農業水路ということで農政課、地元委員長、所有者の立会いで現状を確認させていただいて、水路と石積みの目地部分に隙間ができていて、水路壁が傾いているような状況だったので、そのときのお話で単管パイプで補強して、目地コンクリート等の修繕をしたというのがこの間の調査の結果でございます。それで一言で申し上げると非常に冷たくて申し訳ないのですが、現在その後の状況がどうだということについては、特に新たな傾きクラック等については確認できないという状況ですし、水路工事との因果関係。あえて言うと昭和60年の話なので今から具体的に明らかにするということは非常に難しいと、これは双方ともだと思います。ということなので現状で町が新たな対応するということは非常に難しいのかなというのがお答えでございます。

議長(久保秀雄君) 10番原澤議員に申し上げます。持ち時間が経過しております。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) はい、分かりました。一応そういうことで本人とすれば若かったし地元では発言をすると居づらくなる感じがあったんだと思います。私も気が付いて見てびっくりしたんですけどそういうふうなことがあるということを確認しておいて頂ければと思います。よろしく申し上げます。終わります。

---

議長(久保秀雄君) これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

---

**通告順序4 1番 小林 洋 1. 町発注工事(土木系)の当初発注金額から設計変更等で生じた工事金額の増減率等**

議長(久保秀雄君) 次に1番、小林 洋君の質問を許可いたします。

1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1番(小林 洋君) 1番、小林 洋通告に従って一般質問を行います。私の質問は、町発注の公共工事についてであります。まず最初に、過去3年間、町発注の公共工事における、1000万円以上の工事ではございませんので、増減率が30%を超える件数と、その中の最大増減率、また最大増減額でその変更内容、理由等をお聞かせ下さい。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 今のご質問を地域整備課、農政課、そして下水道課とまたがるところがありますので順次答えさせていただきます。数字が多くなります申し訳ございません。都市計画事業を始めとしまして1000万円以上の工事が、平成21年度に8件、平成22年度に8件、平成23年度に8件ということでありまして、平成22年度において先ほどご質問のあった3割以上の増減額が生じた工事は1件ございます。これは、町道小日向湯原線の水

上橋の補修工事でございます。額で申し上げますと当初の6,526,500円、これが変更後、10,594,500円ということでございますので、増減率で申し上げますと6割強、61%ということになります。これがなぜ生じたかと申しますと、水上橋については、昭和11年竣工という非常に古いものでございました。その上、利根川の非常に両岸のきつところに立っているアーチ橋の補修工事ということですし、補修の方法も補修箇所断面の修復、それから特殊な工法による表面の被覆という工事でございます。これについては、調査設計時これは足場を設けて調査設計すれば良いんですけどもそれではあまりにも調査費がかかりすぎるということで、橋梁部のアーチの裏側が詳しく確認出来ないということと老朽したものを目地を埋めるといった特殊塗装によって修復するという事なので、高圧洗浄をやった後でないで実際の破損状況が良く確認できないということでした。従いまして高圧洗浄後、破損箇所が当初想定よりも随分多かったということで特殊工事のため継続して同時に実施する方が有利だと判断したために、工事費の大幅な増額となったというものでございます。勿論、設計時での調査というのをもっと緻密にやるべきだということもございまして、今申し上げたような特殊な状況がありましたのでこういう事になっております。そして次に上下水道課発注工事、これについては1000万円以上の工事が、平成21年度で4件、22年度で5件、23年度5件、これについては3割以上の増減に該当する工事はございませんでした。失礼いたしました。今のは水道事業でございます。下水道事業については、平成21年度で5件、平成22年度で1件、平成23年度2件、これが1000万円以上の工事でございます、3割以上の増減が行った工事はございません。さて、もう一つが農政課関係発注事業です。これについては、1000万円以上の工事が、平成21年度に5件、平成22年度に7件、平成23年度1件ございました。変更後、3割以上の増減が生じた工事としましては平成21年度1件、平成22年度1件の併せて2件がございました。内容につきましては、1件は小規模土地改良事業の農道整備工事、額で申し上げますと当初6,048,000円、これが、変更後11,865,000円となっております。増減率で申し上げますと50.9%強ということですので。これの理由でございますけど、既設農道の拡幅改良にあたりまして、排水処理として水路延長を延ばす必要があったということでそのために擁壁等の付帯構造物の必要性が生じたためであります。施工上における地元との調整というのが大きな要因であります。平成22年度の1件につきましては、中山間地域総合整備事業水上中央地区農業用水路整備工事でございます、当初の請負額8,925,000円が、変更後12,075,000円ということになっておりまして、増減率で申し上げますと35.3%、増減額は3,150,000円というものでございます。これにつきましては、老朽化した水路72.5メートルを改修する事で発注したところでございまして、老朽化した箇所等の不具合が確認されたため、変更によりまして延長を40メートル追加したことによって不具合について一つの工事で解決したというものであります。3割を超えたものの件数並びにその理由について以上ご説明申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

- 1 番 (小林 洋君) ほとんど3割ということですが、これは私の聞いた話なんですけど、合併前なんですけれども平成12年度か13年度だったかと思います。県の土木部長からの通達だか指針で、4項目ぐらいあったと思うんですが、一つは大規模な追加等が発生しないように起工設計に当たっては現場条件を充分精査して、そういうことは極力無いようにということが一つと、あともう一つは設計変更が生じてしまった場合30%を超える変更は、確か分離発注できなければ新たに別途契約締結することというような指針だったか通達だったか分からないんですけど、そういうことがあったかと思うのですがそれは、今この町の中でも地域整備課等も含めてそういった考え方というのは、浸透しているというか、持っているのでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) お答えいたします。平成12年の2月14日付けで土木部長より各土木所属長宛に出ている取り扱い通達ございまして、その中の部分で先ほど小林議員が言われたとおり大規模の新規工事が生じ内容に施工設計に当たっては現場条件等充分精査することとか、30%を超えないように分離発注を著しく困難な場合を除き原則として別途契約を締結する等の通達が来ております。当然、地域整備課また町の現場を管理する各課でもなるべくといいますか、特殊な事情以外は30%を超えないように施工・積算・管理等を行っております。

議長 (久保秀雄君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

- 1 番 (小林 洋君) これ3割が妥当かどうか各自治体によっては、2割にしているところもありますし、それは自治体の考え方なのでしょうけれども、要はあまりにも金額がかけ離れてしまうと当初の入札の正当性とか公平性が損なわれてしまうということなのだと思います。今回の徒渉橋と先ほどの議案の78とか77とか皆さんもいろいろと質疑があった訳ですけど、残念ながら今の印象としては、特に私は発注時の基礎設計ですね、その時点の精査があまりきちんとなされていないのではないかと。職員の皆さん頑張ってくれているのは分かりますしそういう能力もあろうかと思いますが、そういう何というか課の全体の雰囲気というのが希薄でないのかなというふうに感じています。というのは先ほどの質疑の中で無散水の追加工事ですけども、約600何万円ですけども、道路嵩上げになったと、でもなることは分かっているわけですよね、当初から。やっぱり水道が云々と確かに土木工事というのは掘ってみなくては分からない、だから当然変更が駄目だという私の意見ではないんですよ。私は変更が駄目だと言っているわけではないですけども、ただそれはその前に無散水工事をその場所はやっているわけですよね。それで水道管もある程度分かっているわけですよね。そういった中でなぜ当初設計というか最初の考え、水道管はその時によって変更する場合もあるので入れられないという事情も充分分かります。ただ、道が上がる上がらないとかその辺の部分、増額に対する金額に対してはそんなのはたいした金額ではないかもしれないですけども、分かり切ったところが何故その設計に起工設計に反映されていないかとかその辺が非常に疑問に思うのですがその辺どうなんでし

ようか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 変更理由を先ほどの77号でもちょっとお話ししたのですが、実際に路面が上がることは確認はできていることなのですけども、下流に人家があってそこに現状のエル型で水が捌ければ良かったのですけども、捌けると結局民家の方に通じてしまうということで、エル型側溝の取り壊し、また止水壁が必要になったということなんですけれども、実際にその基本設計の段階でそういうことが分かっていたら良かったのですけれども、実際設計段階ではそれが反映されていなくて、そういう取り壊さないしは止水壁の必要性が生じたということで今回、増工になっております。現場の南側に水路が入っておりますその水路については、当然そのままにしてあるわけなのですが、9センチメートルほど上がったことによって段差がついてしましまして、結局、当初もう少し考えればもう少し合わせられたのかなという反省もあるのですけれども、面積的にも舗装の面積が変わってきていたり、実際に配管の部分で路面の放熱管の給排水をその路肩の部分に入れていかなければならないということで現状途中まで入れてきたのですが、たまたまそこに水道管が当たってしまったということでそれを商工会側、南側の方に擁壁沿いに這わせて付け替えたとかそういう部分でございまして、実際に現場でやってみないと分からないということが非常にありまして今回そういったことの金額が増えたものでございます。やはり反省といいますか現場に入る前に精査すべきものかなとは思っておりますけれど一応、実際に入ってみないと分からない部分もありますので、極力今後の工事につきましても現場を精査させるようにしていきたいと考えております。以上です。

議長（久保秀雄君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1 番（小林 洋君） これは、私が議員になる前なのですが、ある道路改良の工事でその施工を担当している担当者が非常に汗かきかき仕事をしておりまして、どうしたのかと尋ねたら、最初の設計がむちゃくちゃというより、道路の旧点状の測点に対して計画の測点はそこから右に何センチまたそのカーブはもうちょっといったら右に何センチ。こんなデータなんだぜ、というような話を当時聞きました。彼は一生懸命それをまた座標に落として測量をし直して自分で図面を書き直して作業をしていたわけなのですが、そういった事は業者にとっても金額に含まれている話ではないですし、非常にマイナスになってしまうと思います。逆に公共工事は設計と施工が分離している訳ですけど、私なりの考えでいえば、それは設計、施工を全て業者に任せてしまったら悪い言い方ですけど言いなりになってしまう、そこで設計、施工を分離しているというふうに私は考えておりますけれど、設計に対する経費のかけ方ということもあるかも知れませんが、その辺の設計、施工の分離の意味も無くなってしまいますし、先ほども言ってますけど本当に業者の言いなりになりかねないということもありますので設計に掛ける経費の問題ということもあるでしょうけどその辺良く起工設計の時から図面の管理をして貰って、土木工事というのはどうしても掘ってみなければ分からないというその辺は充分私も理解してますし、歴史のある町ほど旧古

い水道管が土かぶりとか埋まっている深さが全く嘘が書いてあったりと、それは私自身も経験して分かっておりますけれど、その辺を重々設計当時に精査して頂きたいと。ただ精査するにあたってやはりある程度の技量とか経験とかが必要になってくると思うんです。それで今はもう無くなったように聞いているんですが、前は技術センターの方で研修制度みたいなのがあって研修課というのがありましたよね。そこの出身者というのが結構、当町にもいると思いますのでそのメンバーを全てそういった関係に呼び込めというわけでは無いですが、技術センター出身者はそこで1年間研修してくるわけですけども、最後に卒業研修というのではないですけども実際に自分たちで行って測量して設計をして自分たちで金額をはじき出して、それで実際にそれを自分たちで監督して施工するわけですね。そういった経験というのは非常に貴重といいますか大事だと思いますので、ただ単に工業系の何々を出て来たからと、そういう人たちも知識はいっぱい持っていると思いますし、経験もあると思います。ただやっぱり現場を実際に設計から関わってそういった技術とか体験を持っている人たちが結構いると思いますのでその辺いま当町にはどのくらいいるとか把握されていますか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) はい、今ご指摘のありました。技術センターにおいて経験を積んだ人間ということで今手元にありませんけれども、今おっしゃったような類似のことで言いますと公共下水道管理者、あるいはそうですね下水道関係の処理、ポンプ施設等に関わる管理者の資格というのはありますけれど、これらについては下水道課に現在、有資格者が1名いるということについては手元に資料がございます。なお、技術センターにおける研修と、これは技術センターによらず一般的にもございますけれど、県との人事交流等による研修はどんなふうにしても非常に有意義だと思っております。一時期に何人もたくさん県と人事交流をやる訳にはいきませんが、これについては心がけて技術研修をさせたいと思っております。すみません、具体的にご質問のポイントとぴったりあっておりませんが。

議 長 (久保秀雄君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1 番 (小林 洋君) 済みません、通告になかったのでその辺はあれだと思いますけど。今後そういった経験と技能を持っている人たちがある程度そういう課にいていただいてこれから例えば若い職員の方々、又は経験の少ない中堅の人もいるかと思うんですがそういう方たちの相談とかアドバイスを受けやすいような体制を作っていくことも大事なのかなと。今そういう人事交流等も含めてですがやはり、みなかみ町がみなかみ町自身でレベルアップしていけるような仕組み、そういったことも大事だと思いますが今後人事配置なんかに関してもそういうことも特別な技能が必要な部分にはちょっと配慮していくつもりがあるかどうかということ。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長（岸 良昌君） 今申し上げた各種の事業がございますけれども、一般的に土木工事の担当職員、これにつきましては土木研修技術研修会であるとか農政関係であれば土地改良事業団体連合会の研修であるとか随時出しているところですし、今小林議員からご指摘のありました。日頃の実際の業務の中でグループ員と上司と意見交換しながらやっている即ちオン・ザ・ジョブ・トレーニングと言うことになりますけれども、ご承知の通り各課の課長次長クラス経験者がおって、グループリーダーも含めてですね、若い職員と一緒にやっておるというのでその辺については問題ないと思っております。今非常に大きく今後どうするかというご質問だったと思いますので答えさせていただきますけれども、よくご存じのように行財政改革指針で合併特例期間中、平成27年度を見越して240人体制に持っていこうという一番大きな原則がございます。これについてはどこかでローリングする必要があるかと思っておりますけれども当面この目標を実現していきたいと思っております。また、一般論的な言い方になりますが、公務の目的というのは基本的に町民福祉をトータルとして向上させることだと思っております、行政サービスを直接提供することとそれから町民福祉を向上するように適切に執行していく、この2つの切り口があえていうとあるんだと思っております。直接提供するということについては徐々に比重を落として適切な執行に携わるというのが役場職員の職務であろうとその方向に行かざるを得ないと思っております。従ってもう全部認めて頂いた上でのご議論で大変申し訳ないですけれども、社会資本を整備する分野について言えば既に施工については土木建設の専門業者に工事請負をさせているとこれはもう何十年も前からそういう体制になっていますし、設計業務委託につきましても専門業者にやらせるという形になっています、そしてまた施工管理これについても専門業者、専門知識を借りるという業務委託というのも徐々に広がってきています。端的に申し上げますと非常に技術力が高くそういう職員が多いと思われる国土交通省の現場においても、外部のそれぞれ専門毎の人材派遣会社的なコンサルタントから派遣して貰ってその業務に当たるといったようなことも既にやられているようでございます。町の単位で行きますとちょっと先ほど他の場でご議論がありましたように短期集中的に大規模な構造物あるいは特殊といってもいいかもしれません。大型工事を短期間にやらなければならない。これについて職員の体制だけで行くよりも外部の専門家の知識を借りたほうが有利だという場面も有りだと思っております。この間、何度も申し上げておりますように県の技術センターと相談しながら進めて来たわけですが、やはりそれに類した方が現地に行って頂いて発注等の事も含めて施工管理にあたると、そういう機関もできあがっておりますので短期的にはそういうことの活用も今後検討していかなければいけないのかなと思っております。トータルと致しまして、勿論職員が減る中でありましてもそういう分野を経験した職員、継続的にいつまでも同じ部署にということとは好ましくないと私は思っておりますけれどもよそに行って当然戻ってくるといったようなことでできる限り自分の持っている能力、適材適所ということについては当然の事ながら心がけて人事配置等やっていきたいと思っております。

議 長（久保秀雄君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番 (小林 洋君) やはり職員の方々も私がいうのも何ですが、非常に皆真面目に頑張っていると思うんですね、ただやはりそういう特殊な部署というか、特殊なケースになった場合にやはりなかなかおまえ担当だから一人でやれというような抱え込むような形になってしまうとどうしても負担がかかるし誰に聞いて良いか分からない、相談もできないという状況ではこういった大きいお金が絡んでくる公共工事に当たっては、特に後になって大きなダメージ、町にとっても、町費とつても、住民にとってもダメージにならないようにそういった形で、先ほども言いましたけれど、相談とかアドバイスを受けられるような状況、それによって皆がレベルアップしていけるそんな状況にしていって頂ければと思います。職員のレベルその辺がどんどん向上して行けば町の発展にも繋がりますし、町民が幸せになっていくと思います。我々議員も頑張っていきますがその辺をお願いして質問を終わりにさせていただきます。

---

議 長 (久保秀雄君) これにて1番、小林 洋君の質問を終わります。

---

---

議 長 (久保秀雄君) 以上で本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

---

## 散 会

議 長 (久保秀雄君) 明日は、午後1時より、一般質問を行います。  
本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

( 15時11分 散会 )